

総務常任委員会会議録

[平成27年12月 9日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成27年12月 9日
午前10時00分 開会
午後 5時30分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	森 上 祐 治
副 委 員 長	蛭 子 智 彦
委 員	熊 田 司
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	柏 木 剛
議 長	原 口 育 大

欠席委員（1名）

委 員	北 村 利 夫
-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	塔 下 佳 里
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
危 機 管 理 部 長	佃 信 夫
企画部長(うずしお世界 遺産登録推進担当)	橋 本 浩 嗣

総務部長	細川貴弘
市民部長	高木勝啓
福祉部長	馬部総一郎
農商部長	神代充広
建設部長	岩倉正典
教育次長	藤岡崇文
会計管理者	堤省司
危機管理部危機管理課長	藤本和宏
企画部秘書課長	田村愛子
企画部ふるさと創生課長	北川真由美
企画部うずしお世界遺産推進課長	阿部員久
企画部情報課長	富永文博
総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長	垣光弘
総務部財政課長	和田幸三
総務部管財課長	土肥一三
市民部市民課長	山崎稔弘
市民部税務課長	榎本輝夫
市民部環境課長兼衛生センター所長	北口力
会計課長	松本典浩
監査委員事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長	片山雅弘

紹介議員

議員	員	小島	一
議員	員	吉田	良子

参考人

阪神・淡路大震災20年事業水道災害シンポジウム実行委員会事務局	小浜	康生
兵庫県企業庁水道課経営参事	内藤	正秀
同副課長	小坂	雅計
淡路民主商工会会長	仲野	明
同会副会長		

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第165号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定 について	7 3
② 議案第166号 南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例制定について	7 5
③ 議案第167号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例制定について	7 6
④ 議案第168号 南あわじ市行政不服審査会条例制定について	8 0
⑤ 議案第169号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例制定について	8 6
⑥ 議案第170号 南あわじ市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定につ いて	9 4
⑦ 議案第171号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について	1 0 1
⑧ 議案第157号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）	3 7
⑨ 議案第158号 平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	1 0 4
⑩ 議案第159号 平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	1 0 7
⑪ 議案第161号 平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算 （第1号）	1 0 8
⑫ 議案第162号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2 号）	1 1 2
⑬ 請願第 2号 水道施設耐震化の推進に対する支援の充実・強化等を国に求める意 見書提出の件	5
⑭ 請願第 3号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」についての請願	2 3
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	1 1 5
3. その他	1 1 6

III. 会議録

総務常任委員会

平成27年12月 9日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 5時30分)

○森上祐治委員長 おはようございます。

きょうは、12月9日であります。ことしも後20日余りを残すばかりになったんですけども、来る途中でラジオを聴いてましたら、74年前のきのう、日本の連合艦隊が真珠湾攻撃をしたと、太平洋戦争が始まったという年だったということで、昨日は、あの真珠湾でアメリカが何か会を開いたと、それに対して日本のどこかの市長さんも参加したというようなことを言うておりました。

この第64回の南あわじ市議会、去る11月20日の定例会の初日に、常任委員会の役員改選がございまして、この総務常任委員会の委員長を拝命しました森上でございます。横にいらっしゃるのが、蛭子副委員長でございます。よろしくお願ひします。

また、大体の多くの方は、委員は留任で総務委員会に参加されてるんですが、新たに印部委員さん、それから廣内委員さんが総務委員会に加わってくださいました。ますます総務委員会の審議、充実したものになろうと思ひます。よろしくお願ひいたします。

座って司会をさせていただきます。

執行部からの挨拶をお願ひいたします。

川野副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

今も御紹介があったように、委員会の構成がお変わりになって初めての委員会でもございます。今後1年間、またよろしくお願ひをしておきたいというふうに思ひます。

12月とは思えないほどの暖かい天気が続いております。一般質問が終わってこの土曜日、日曜日、皆さん方もお忙しかつたのではなかつたかなと思ひます。伍代夏子杯のカラオケ大会もありましたし、桂文枝さんと淡路人形のコラボ公演というのもございました。また、農協まつりもあったわけでございますので、本当に忙しいこの土日であつたんでないかなというふうにも思ひます。

きのうは淡路島観光協会が3年とらふぐと水仙郷のPRキャンペーンということで、神戸のシェラトンホテルで在阪のマスコミ関係の皆さん方をお招きをして、とらふぐのふるまいやら、こちらのほうのPRもさせていただいたわけでございます。非常に皆さん方、関心を持っていただいて、とらふぐなんかは非常に好評でもございました。また、水仙もことは少し遅いというような、咲きが遅いというような紹介もしておりましたが、これから年が明けたら、水仙郷のシーズンでもございますので、我々としても力を入れて観光客の誘客に努めたいと思っております。議員の皆さん方からも、ひとつ御支援をいただき

ますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

きょうは、総務常任委員会に付託をさせていただいております案件についての御審議でございます。どうかよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森上祐治委員長 それでは、改めまして、ただいまより総務常任委員会を開会します。市長と北村委員の欠席をお聞きしております。報告申し上げます。

ただいまから、第64回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

まず、請願2件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

1. 付託案件

- ⑬ 請願第2号 水道施設耐震化の推進に対する支援の充実・強化等を国に求める意見書提出の件

○森上祐治委員長 それでは、請願第2号、水道施設耐震化の推進に対する支援の充実・強化等を国に求める意見書提出の件を議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員の小島一議員並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、阪神・淡路大震災20年事業水道災害シンポジウム実行委員会事務局 兵庫県企業庁水道課経営参事 小浜康生様、同副課長 内藤正秀様を説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。
暫時休憩します。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時06分)

○森上祐治委員長 再開します。

それでは、紹介議員より説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、説明を求めます。

小島一議員。

○小島 一議員 それでは、請願第2号を説明させていただきます。

請願書

南あわじ市議会議長 様

請願者 住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁水道課内

氏名 阪神・淡路大震災20年事業
水道災害シンポジウム実行委員会
委員長 荒木 一聡

紹介議員 小島 一

1. 件名

水道施設耐震化の推進に対する支援の充実・強化等を国に求める意見書提出の件

2. 請願の趣旨

阪神・淡路大震災は水道に対する多くの教訓を残しました。とくに水道の地震対策は、「水道施設の構造を耐震化し強くする」ということに加え、「被災された市民の皆様に対し、救命用、復旧支援のため、生活用に必要な量の水を届けるシステムをつくる」ことが阪神・淡路大震災以後の目標になりました。その結果、配水管が破壊されて漏水しても、配水池が空にならない緊急遮断施設の整備、水道事業者同士が相互に応援する体制づくりなど、ハード・ソフト対策の充実に努めてまいりました。

しかし、水需要の減少に伴う経営環境の悪化や職員の高齢化、大量退職など、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。水道施設の耐震化率も低レベルで遅々として進みません。

さらに東日本大震災では、津波災害や地盤の液状化、被災地の広域化など新たな課題も浮かび上がりました。このような状況下において、水道事業者は今後、南海地震に備えて

いかねばなりません。

このため、私ども阪神・淡路大震災20年事業水道災害シンポジウム実行委員会は、総務省・厚生労働省・兵庫県市町会・兵庫県町村会・（公社）日本水道協会・（公財）水道技術研究センターのご後援をいただき、阪神淡路20年を契機として、本年1月22日、23日の両日「水道災害シンポジウム」を開催し、その成果として巨大地震に備えるため、5つの提言①耐震化推進をするための水道事業者の経営努力と政府の国庫補助制度の充実②耐震化事業の効率的かつ効果的な実施③広域連携の強化④市民の参画と協働⑤震災経験の継承をとりまとめました。

ついては、この提言も踏まえ、巨大地震に備えるために、下記事項を内容とする意見書を国に提出するよう要望します。

記

1. 水道施設耐震化の推進に対する支援の充実・強化について

水道事業者は、水需要の減少による厳しい経営環境の中自ら経営改善を進め、耐震化事業の財源を確保し、選択と集中を図り事業を推進している。

こうした状況を踏まえ、国においては、危機管理に備えるため耐震化の推進に対する支援の充実・強化に努めること。

2. 巨大地震に対する減災、防災に関する必要な措置の実施について

阪神・淡路大震災、東日本大震災では復旧復興にあたって地方自治体間等の相互応援体制の力が発揮された。巨大地震に備えるためにも、国、都道府県、市町村等を含めた復旧復興体制、組織、支援方策等や水道事業者間の広域連携について、国をはじめ関係機関等において、早期に必要な措置を検討し実施すること。

以上であります。

提案理由の説明をさせていただきます。

水道事業は、人口減少や節水意識の高揚、節水機器の普及により、近年、水需要が減少し、料金収入も落ち込んでいる状況にあり、経営環境も厳しくなっております。過去の阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大きな自然災害でも被害を受け、住民の方々が必要とする生活用水の供給にも支障を来し、復旧においてもかなりの日数と経費を要し、人々の命の水を安定した形で送るのにいろんな課題が浮かび上がりました。

水道事業者は、今後起きるであろう南海、また東南海トラフ等の巨大地震に備えなければなりません。これまでも老朽化した水道施設、あるいは老朽化した管路などを改良事業として工事として取り組み、耐震化に努めておりますが、思うように進んでいないのが現状であります。

今後も引き続き、耐震化に向けた施設整備を図らなくてはなりません。国においても危

機管理に備えるための支援の充実・強化及び復興に当たっての支援方策など、必要な措置を早急に検討し、実施されるよう求めるものでございます。

委員各位におかれましては、慎重審議の上、適切妥当な結論をいただきますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○森上祐治委員長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この請願に対してとやかく言うつもりは全くなく、これはもう大いにやってもらったらいと思うんですが、今、この意見書とかいろいろ聞いておるわけですが、この水道事業の耐震化というようなことになると、我々聞いておりますと、もう耐震化というたって、雲をつかむような話であると思うんですね。

今、紹介議員の小島議員から言われておりましたが、耐震化事業を進めておるにもかかわらず、遅々として進んでいないというようなことなんですが、まず聞きたいことが2点あるんですが、この耐震化を進めておると、なかなか遅々として進んでないということなんですが、今現在、具体的にどんな耐震化を進めておるんですか。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 済みません、私、県の水道課で水道事業を担当しております。全県的な水道施設の耐震化について、個々把握はしておりませんが、老朽化、末端給水をされてます水道事業体、いわゆる各家庭に水道を配水されている事業体におかれましては、かなり歴史がありますので、配水管が老朽化しております。それを更新する際に、いわゆる地震があっても揺れても管路が外れないような、いわゆる可とう管、あるいは耐震管というものがございまして、そういったものに更新することによって、地震が起こっても送水が継続できるというような施設に更新をしていく。あるいは、浄水場の施設について、耐震補強することによって、地震の際に浄水が停止することがないように備えるというような更新を各事業体で進められております。

ただ、今、紹介議員からもお話がありましたように、なかなか水道事業体の経営が厳しいものですから、そういう今の状況では、水道事業体の利益でその更新をしていくというような現状になっております。そこへ耐震化をあわせてやっていくとすると、水道事業体の経営が圧迫されますので、これを国の補助を拡大していただくというような要請を我々行政からしておりますけれども、厚生労働省とも、水道課長ともお話をしますと、厚生

労働省としても、新しい国の予算枠を活用して予算の獲得には努めたいけれども、厚生労働省だけが財務省に要求してもなかなか実現しないと、地方からもそういった声を上げてほしいというようなお話をいただきましたので、我々県議会も、意見書の採択をしていただきました。

あわせて、住民代表であります市町の議会においても、このような声を国に届けていただきたいというふうな思いで、今回、請願をさせていただいた次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 我々、耐震化といいますと、特に南あわじ市なんかを見ておりますと、小学校の耐震化がおくれとったということで、南あわじ市は全ての小学校、中学校を耐震化したんですね。あれはもう見てのとおり、建物を補強して、誰が見ても耐震化をやったというのが目に見えてわかるんですが、この水道の送水管というものは、その接続部分がどうこうとかいうものは、これはもう布設してから年数をたったものについては、全てそういう耐震化をしていかんといかんということでやっていっとるわけですか。それとも、何かの事情があって、これは耐震化しとかんといかんというてやっとるんか、耐用年数が過ぎとるやつについてやっとるんか、その辺はどうなっとるんですか。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 配水管は地中に埋設されてますので、なかなかそれを更新するとなると、まず、道路の掘削からというようなことになってきます。その埋設されている地盤によっても状況は変わってくるかと思えます。いわゆる内陸部の、割と地盤の強固なところは、従前の管でもまだ対応できるんですけども、特にこちらのような海岸部に近くて地盤が軟弱なところについては、やはり震災、地震で揺れますと、その影響をもろに受けるのではないかと思えます。

ただ、今も御質問にもありましたように、予算がついたから、じゃあ更新できるかという、まだまだ使えるものを果たして更新するのかなというようなことになってきますので、やはりその耐用年数が過ぎる、あるいは何か事故があって更新しないといけないときに合わせて、耐震化をしていくべきかと思えます。

ただ、今の財源でいきますと、そこまで十分な措置ができませんので、やはり国の予算の取り合いになってますので、それを、国のパイを大きくしていただくということが、まず事業体にとっての一つのメリットかなというふうに思っております。

そういったところで、やはり厚生労働省の水道関係予算自体が減少しておりますので、

それを何とか回復することで、1事業体当たりの割り当てをふやしていく、それに合わせて、割り当てを受けたら必要な措置をしていくというようなことで対応していくべきかなというふうに思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 それとこれ、国のほうに耐震化事業の推進ということなんですが、今も聞きよったら、これはもう耐震化やいうことは、水道の布設してあることからダムや堰堤から、これはもう言いよったら切りがないと思うんですね。全てが耐震化の対象になると思うんですが、まず、国の耐震化の事業推進をして、国がそれなりの予算措置があった場合、まずこれ、どこから手をつけようと思うとるんですか。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 それぞれの事業体によって事情は異なるかと思います。淡路の場合は、広域水道企業団が水道の事業をやっておられます。ただ、淡路市も水道企業団からお聞きしますと、浄水場、いわゆる水を浄水するところについては、市によって、市域によって違うんですけども、例えば南あわじ市の場合は、30%程度は耐震化できている、あるいは、ダムについては、治水ダム、利水ダムいろいろありますけれども、それぞれの事業体が耐震化されている。

ただ、先ほど言いました管路については、淡路市さんでも26年度で20%、24年度は19%から、2年間かけて1%だけしか進んでいないというような状況になっております。果たして、その南海トラフ地震がどうなるのかわからないですけれども、それに備えるためにも、この耐震化、特に管路の耐震化は、事故が起こればすぐ住民の方の生活に影響が及びますので、まずそういったものから手がけていっていただくべきかなと。

ただ、先ほど申しましたように事情がありますので、老朽化している浄水場があれば、それを耐震化する、あるいは軟弱地盤に布設されている配水管があればそれを更新していくというようなところは、それぞれの事業体の御判断かと思います。

ただ、先ほど申しましたように、淡路島内ではなかなか管路の耐震化が進んでいない、また、海岸部を埋設されているものについては軟弱地盤で影響を受けやすいということもあろうかと思うので、それぞれの御判断で耐震化、もし予算が獲得できれば、そういうふうな対応をしていただけたらと思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、耐震化とある意味では比例していくと思うんですが、やっぱりこの耐震化診断をしていくということと、この現在は漏水という事情はどういうふうになっとるんですか。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 済みません、私どもちょっと個々の事業者でのそういう状況、ちょっと把握はできませんけども、一般的にお聞きしておりますところによりますと、やっぱり配水管も、特に小規模の事業者は、昔の塩ビ管を使っていたところもあるというふうにお聞きしています。それによりますと、例えばその上を道路が走ったりすると、その振動で事故が起こるといようなこともお聞きしてますので、それは例えば铸铁管、ダクタイル管に交換するとかいうようなことは、順次されてるとは思います。

ただ、それぞれ埋設されている状況によって、先ほど言いましたように、道路の場合ですとそういった振動とかいうようなもので事故が起こることもありますし、例えばちょっとこちらではないんですけど、鉄道のそばを配水管が走っている場合は、迷走電流というのが鉄管に影響して腐食をさせるというふうなこともあります。

こういったこと、本当に突然に起こる事故ですので、それについてはもう応急復旧をしていただいて、後は、それを更新するときに耐震化していくというようなことが大事なことかなと思います。

いずれにしても、水道というのは生活インフラで、公共事業としては本当に重要な施設ですので、事故が起こったときに対応するんですけども、起こらないように備えていただくことが重要なことかなというように考えます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
中村委員。

○中村三千雄委員 先ほど来の中で、これは、水というのは命の露ですので、趣旨としては十分理解はしておるわけでございますけれども、ちょっと現況についてお聞かせいただきたいと思うんですけども。

今のこの中で、事業者同士の相互体制づくり、そして、ハード・ソフトの充実に努めておるということで、そして、その中で、水道事業者間の広域連携についてということが課題になると思うんですけども、現在、それはどのような形で進んでおるのか、現在の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 広域連携については、現状、今、我々も模索をしているところでございます。特に小さな事業体で、それぞれが個別に水道事業を今後とも経営していくことが可能なかどうかということも含めて、今後、私ども兵庫県は、用水供給という、水道用水の卸売りをさせていただいておりますけれども、県下の23団体にそういった形でおつき合いさせていただいておりますので、そういう調整役を、役割を持つものかなというふうに考えてます。

そういったところで、今後、具体的な広域化、あるいは協業化というようなことを考えていく必要があると思っておりますけど、今、現実に行っておりますのは、県下の事業体から御参加いただいて、広域訓練ですね、漏水、水道事故の際の実務的な訓練、あるいはその情報伝達、事故が起こった際の情報をどのように伝えていくかというようなことで、県下の水道事業体に参加いただいて、そういう訓練とか伝達模擬訓練、そういったものを行っております。

そういったことで、例えば、去年の丹波市での水害での事故ですね、ああいったところで、例えば応援給水、給水車を派遣して応援給水をさせていただいたんですけども、それもそういった県の応援協定に基づいて、各市町から丹波市に応援をお願いするというような具体的な作業もやっております。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 たしか今、23の県下の事業所があるそうでございますけれども、水道料金は、それぞれの事業所によってかなりの格差があるわけですね。そやから、やはり県民なり南あわじ市民としては、やはりそういうふうな安定供給とともに水道料金の一元化といったらおかしいですけども、県下、そういうような連携をするのであれば、やっぱりそういうようなことも視野に入れた中で、やっぱりひとつ、連携とかそういうふうな事業所同士の相互協力とかいうことについては考えておられるわけですか。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 水道事業は御質問のとおり、各市町が今の段階では運用されてます。淡路については広域水道企業団という形で、3市統合して運営されてはいますが、基本的にはその地方自治体が運営するというようなことで、それぞれに歴史も水道事業の内容も違いますので、料金については、基本的に水道料金で賄えるような独立採算ということになっていますので、その状況によって料金はまちまちというか、かなりの格差があるのは事実です。

我々も、そういう広域化を進めるに当たって、料金の格差を果たして平均化できるのかということも検討材料かと思えますけれども、現実には、末端の料金で5倍、6倍の格差があるところを一気にできるのか。淡路においても、旧1市10町がそれぞれ水道事業を行っておられて、3市に合併された段階で三つの事業体になった、その段階でも、旧市町ごとの料金が異なっていたものが、長い時間かけて統一してくる。あるいは今回、3市を統合した水道企業団になって、それも徐々に統一料金にしていくというようなことかと思えます。

果たして、その経営自体を統合するという広域化が可能なのかどうか、あるいは、料金の格差是正ができるのか、そういったことについては、先ほど言いましたように、水道料金でできるのか、あるいは国のいろんな交付金とかいうようなものを入れて格差を是正していくのかというふうなことになってくるかと思えます。

ただ、これはちょっと我々も、先ほど言いましたように、県の約半分の市町に用水を供給しているという立場で調整をしていければなというふうに考えてます。ただ、具体的にどんな施策が打てるかということになってくると、ちょっと時間をいただいて、我々もちょっと検討していきたいなど。ただ、先ほど言いましたように、例えば、合同訓練とかそういう実際にできるものはもう手をつけてますし、可能なものから手をつけていきたいというふうに考えてます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 請願の趣旨は十分理解しておるんですけど、特に人口減少の将来ということは踏まえた中で、ひとつ、国に対してそういうふうなことを踏まえた中で、要望もしていただきたいなと思っております。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
 廣内委員。

○廣内孝次委員 先ほど、耐震化率、淡路の場合は30%云々という話がございましたけれども、これ、全国的に何%ぐらいできとるんか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森上祐治委員長 小島議員。

○小島 一議員 全国と比較するとなると、ちょっと今、手持ちでは25年度の資料しかないんで、それでお許し願いたいんですけども。

まず、浄水場の耐震化率でございますけれども、全国平均が22.1%、県平均が42.1%です。淡路広域水道企業団では26.9%で、南あわじ市では32.4%でございます。ちなみに、洲本市は12.8%、淡路市20.1%。

それから、配水池では、全国平均47.1%、県平均が55.3%、淡路全体で51.3%、南あわじ市は16.8%でございます。

管路については、全国平均34.8%、県平均が24.1%で、広域水道全体で21.8%、南あわじ市では19.8%でございます。ちなみに、全国平均の比較にはならないですけど、26年度で20.8%です。

これ、コピーして渡しましょうか。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時33分)

○森上祐治委員長 再開します。

小島議員。

○小島 一議員 先ほど、印部議員からどのぐらい水が漏れてるんやという話が出たんですけども、有収率という言い方をしますと、現在、80.6%。だから、2割の水が無駄になつとるという話です。

○森上祐治委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 よくわかったんですけども、意外にできてないんやなという印象を受けたわけなんですけども。これ、老朽管云々という話が出ましたけれども、老朽管に対しては、あと、淡路広域の場合どれぐらい残っておるんか、ちょっとお尋ねしたいと思います。わかりませんか。

耐震化を図るのに、老朽管の入れかえを兼ねて云々、その耐震化を図っていくという話がありましたんで、どれほどの老朽管が残っているのかなという、ちょっと印象を受けたんですけども、この点に関して、何か御意見ございますか。

○森上祐治委員長 小島議員。

○小島 一議員 先ほども申しましたように、例えば、道路工事であったり下水道工事に便乗するというふうな工事形態を今現在とっておると思うんです。それが果たして何%であったり何メートル残っておるんかというのは、ちょっと私のほうでは把握はしておりません。

○森上祐治委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 老朽管の入れかえに乗じて云々という話がありましたんで、そこら、あんまり聞いた数字が小さいので、それだけ老朽管の入れかえに対しても、やはりそれだけ残っているのかなという印象を受けたわけなんです。

老朽管の入れかえ関係なしに、管路の耐震化というのは、これ、幾らぐらい残っておるんかわかりますか。わかりませんか。結構です。

阪神・淡路から20年、20年前に大きな水道管の損傷も受けたわけでありましてけれども、これは、早急にやはり整備しなければいけないことだと思いますんで、その点、御努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 こういう耐震化をするに当たって、もちろん国の補助もあると思うんですが、各市町村等の補助も出さなければならないということはないんですか。

○森上祐治委員長 小島議員。

○小島 一議員 これは、市町村の補助というんでなしに、分担金、負担金になってくると思うんですよね。当然、各市町村が経費にかかった部分を補助金以外の分が出れば、やはり各3市でそれぞれに応じて分担していかなばならんであろうと。その場合、当然、料金にも影響を与えるであろうということは推測はできます。そのために、国の助成を、補助をお願いするというふうな形の請願でございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 本当に単純なんですけども、これ、阪神・淡路の被害を受けた兵庫県が動いてますけども、これ、全国的に動いてるんですかという話、それからまず。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 全国的に、いわゆる行政部局が、例えば、国に対する提案とか予算要求とかというようなものでは、あるいは、水道でありますと日本水道協会という協会がございますが、そういったところを通じて、予算の要望活動を行っております。これは、全国的に行っております。ただ、議会からのこういった意見書提出というのについては、なかなか進んでいないように聞いております。

我々としても、やはり先ほど申しました厚生労働省も予算獲得には努めるけれども、やはり財務省に対しても地方からの声をというようなことをお聞きしてしますので、我々もいろんな全国的な会議の場では、こういったことをやっていただきたいと、兵庫県もやりますので、それぞれ他の都道府県も同様にやりませんかというような提案はさせていただきます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 あくまで、これは切り口は、耐震化という切り口で要望しようとするわけですね、これは。だから、そういう観点で。

じゃあ、その件はもういいです。こういう低い率だということを実際に示しながら、これからやっていくんでしょうけど、もう既にそういうことについては、国のほうに対しては何とかそういうことについての要望書的なことの動きはあったんですか。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 国に対しては、我々、先ほど言いましたように、行政から予算要求、あるいは事業提案という形で声を上げさせていただいております。ただ、先ほど言いましたように、議会からはなかなかそういった対応をしていないのが現状かなというふうに思います。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 最後、そういうあくまで耐震、水道管の地震に対する備えが必要であるし、耐震化が困難な状況であるということに対して、厚生労働省といたしましたけど、そこはどんな見解を示してますか。簡潔で結構です。

○森上祐治委員長 小浜康生参考人。

○小浜康生参考人 厚生労働省も、先ほど言いましたように、今回、新しい予算枠が国のほうで設定されたというふうに聞いてまして、それを活用して要求はしていくというふうに聞いています。現に、概算要求の説明を受けた際には、27年度を上回る予算の要求はすると。ただ、それが果たして獲得できるかどうかということになってくると、今後の折衝になってくるということで、そのためにもやはり地方の力を借りたいというお考えです。

○森上祐治委員長 小島議員。

○小島 一議員 補足ですけども、予算の話が出ましたんで、これ、平成10年ごろには約3,000億の水道設備費、整備費というのが国のほうでついつつたんですけども、この平成21年では、補正も入れて1,034億、平成27年度では、予算と補正と入れても555億というふうに、極端に減ってきております。そういうふうな予算の現状がございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、ちょっと今もらったんですけども、この26年度、24年、25年一緒なんですけども、浄水場の整備、企業団が100%で、何で洲本、南あわじ市、淡路市がパーセンテージ、これ云々。100%、間違いじゃない。見方が悪いのかな。

○森上祐治委員長 小島議員。

○小島 一議員 この企業団というのは、本土導水分というふうに理解してください。ですので、本土導水、橋を渡るまでの分の県の施設というふうになっておりますので、これが淡路全体の耐震化率をкаち上げるとというふうな解釈でええかと思います。だから、淡路島自体はもっと、これを除くと、耐震化率がもっと低くなっていくというふうな話でございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 水道のことをこうやって議論する場所というのが我々はないので、この際、基本的なことからと思っておったんですが、今、企業団とそれぞれの市の持ち分が出て、示されておりまして、本来ならばこれ、それぞれに企業団が事業推進をしていくと、そういう課題があるかと思うんですが、個別の事業体のことは詳しくわからないというようなお話でございましたね、小浜参考人。

県下全域でこの耐震化率を100%にしていくための総事業費のボリュームというのはどの程度あるというふうにお考えですか。

○森上祐治委員長 小浜参考人。

○小浜康生参考人 全体ということになると、先ほども言いましたように、ちょっと個々の事業体の状況がちょっと済みません、我々、把握できませんので、今の平均でいきますと、先ほど紹介議員からも御説明あったように、管路でまだ20%程度しかできていないということになると、これ、率でしかちょっと把握できませんので、あと、ボリューム的にはちょっと把握はできないですけども膨大な額に、100%にするためには膨大な額になろうかというふうに思います。具体的な額は済みません、ちょっと把握してません。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 耐震化率を100%にするということについては、もう異議もないし、これも一刻を争う、猶予のない話であろうというふうに思っているんです。ですから、これは大いに進めていただきたいと思うんですね。特に、南海トラフ関係で大きな被害が予想される自治体に対しては、特に集中的にお金を入れてほしいと、誰もが思うことだと思うんですよ。

今、小島議員からもお話があったように、年間555億というような非常に予算の縮小があると。これは、国が自治体に対して、責任団体である地方公共団体に対して支援をするという予算枠であろうかと思うんですね。こういう耐震補強をしていくと、起債もしなあかん、そうすると、今度は水道料金にはね返ってくる、そういうところの水道料金にはね返らない仕組みづくりということも当然、必要になってくると思うんですね。

今、これ膨大な金額になるということになると、耐震化を進めていくことで水道料金が上がってくるということになると、これもきつい話やなど。そのあたり、どのようにお考えですか。

○森上祐治委員長 小浜参考人。

○小浜康生参考人 基本的な考え方としては、水道というのは独立採算というような考え方がされてます。これは、通常の運営については、受益に対する負担ですので、それでよいかと思えますけれども、インフラ、いわゆるイニシャルについては、やはり料金にはね返ると、かなりの負担がかかってくるかと思えます。

それぞれの事業体で経営努力をされておられます。そういうふうなお話もお聞きしております。また、淡路広域を含めて、私ども23団体に卸売りをしている県営水道の水道料金もこの28年度から平均で5円の値下げをさせていただきました。これで、受水をしていただいている団体については費用が削減できますので、若干でも経営改善につながるかなというふうに考えてます。

ただ、今後、今もお話がありましたけども、人口が減少していく中で、果たしてその現行料金が維持できるかというようなところ、それと、そこから果たして老朽化した施設を更新する財源が確保できるかということになってくると、各水道事業体、大変厳しい状況にあるかと思えます。

そのためにも、極力、水道料金に影響しない国費を手厚くしてほしいというような要求になろうかと。また、あと、起債をした場合に、その償還財源に交付金という方法もありますので、国庫補助が、いわゆる厚生労働省の補助が拡充されれば、そういった交付金も手厚くなるというような仕組みになってますので、そういったところから要求をしていきたいというふうに考えてます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 枠組みはそうだと思うんですが、現実的に今の状態であっても、今の比率であっても、高料金対策ということで、資本費に対する補填というような格好であるわけですがけれども、確かに5円下がったということであっても、淡路に入ってくる水道料金というのは、やはり資本費の負担というのが非常にあって、高いものになっているということは、先ほども中村委員からもるる、お話があったところだと思うんですね。

今後、特に過疎化が進み、人口が減ってくる、すると、水道の消費が減ってくると、それを基本料金に反映させなきゃいけないというような、さまざまな値上げ要因というのが出てくると。そこに対して、国の支援も当然必要ですけども、これは国が支援を呼びかけることなんですけども、県としてもこういう地域に対しての支援というの、当然、今後は、国にも要望するけれども、我々、県に対しても要望していかなあかんような事態も生まれてくるように思っているんですね。

そういう、極めて現実的な話として、そういうことも課題として出てくるだろうということと、やはり、この国に対してこういう意見書を出す場合、やはり県として持っている

事業計画、耐震化100%をいつまでにやるんだと、その事業費のボリュームはこれだけあるんだということも示していく必要があるんじゃないのかなというふうに思っておるんですが、その点いかがですか。

○森上祐治委員長 小浜参考人。

○小浜康生参考人 いわゆる市町の水道事業に対する県の財政支援のようなこと、あるいは先ほどのお話のあったいわゆる全県的な水道の将来計画というかビジョンですね、済みません、これについては、ちょっと財政支援のほうは市町振興課で、ビジョンは生活衛生課という、ちょっと我々とは。

我々は、あくまで水道用水を供給している事業体ですので、若干そこは、同じ県の中ではありますけれども、それぞれ財政支援をする、あるいは市町等、そういう将来的な計画をつくっていくというところになってくると、そちらのほうになろうかとは思いますが。

ただ、我々水道事業体であります県営水道がそういったところでできるということになってくると、先ほど来お話が出てます老朽化した、特に浄水場などを果たして今後とも市町が独自にリニューアルをして運営をされていくのか、あるいは、もう既に県営水道で浄水したものを受水をして運営をしていくのかというようなところで、負担の軽重と申しますか、比較をしていただくということも可能かと思えます。

そういうふうなところで、今後、市町のそういう更新計画と我々の水道料金の今後の推移、これを市町とも御相談をさせていただいて、じゃあどちらが市町にとっていいのかというふうなところも今後、協議をさせていただくというふうに考えております。

我々ができることというのは、極力、23団体に限りますけれども、経費削減をして水道料金を極力抑えて、なおかつ、もし各市町事業体のほうが料金が高くなるということであれば、そこへ県水を転換していただいて、少しでも安くなればというふうなところの比較もしていただけたら、御支援できるのかなというふうに考えてます。そういったことについて、今後、市町とも料金を含めて御相談させていただこうかなというふうに考えてます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 現状では、ボリュームの積算とかできてないというようなことだと思うんですね。この水道災害シンポジウム実行委員会ということで、20年事業の記念的なものではなくて、これは今後、やはり切実な課題として、国に対して常に要望していかなければいけない課題になるのかなと。ことしだけということではならないと思うんですね。

そういった面では、この請願書が出て、我々は意見書を出していくということであるんですけども、持続した、継続した事業目標が達成するまで、しかもスピーディーに、迅速化するというような意欲を持って、県を挙げて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、その点いかがですか。

○森上祐治委員長 小浜参考人。

○小浜康生参考人 おっしゃるとおりだと思います。我々も今回、阪神・淡路20年ということで、一つのいろんな事業を県民会議が実施する中で、この事業を実施したんですけども、サブタイトルになってますように、南海トラフ地震に備えてというふうなことで、将来的なこともこの場でお話をして、パネルディスカッションですとかフォーラムですとか、そういったところでお話をさせていただきました。その成果として、今回、先ほど小島議員から趣旨説明があったように、五つの提言を発信させていただいたところです。

この課題については、従前は、水道関係予算の獲得ということで国要望してたんですけども、やはり具体的に耐震化とか広域化というのが、具体的な問題、課題として今、各市町、事業体をお持ちですので、それを県も一緒になって国に対して要望していきたいというふうに考えてます。

そういったことで、我々、この県議会では3月に意見書採択をしました。それを受けて、既に四つの市町で意見書採択をしていただいています。今回も、淡路3市、歩調を合わせていただいているような次第でございます。こういったところで、可能な限り、県内市町も、やはり同じように実施していただきたいなというようなことで、今、各市町にお願いをしている、それぞれ市町に御事情がありますので、なかなか数はすぐには進まないんですけども、ちょっと継続的にやっていきたいなど。

また、先ほどお話もあったように、全国的な動きとしても、やはり対応していくというようなことで、我々も機会があるごとに、そういった全国的な会議の場でも提案をして、取り組んでいただけるように働きかけていくというようなことを続けていきたいというふうに考えております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。
暫時休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前10時56分)

○森上祐治委員長 再開します。

これより、委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようですので、これで討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第2号、水道施設耐震化の推進に対する支援の充実・強化等を国に求める意見書提出の件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

採択することと決定した請願第2号について、当委員会で意見書の発委を行うことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、意見書を発委することとします。

意見書案及び提出先については、本日、全ての議案審査が終わった後に検討いたします。
暫時休憩します。

再開は、午前11時10分とします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時10分)

⑭ 請願第3号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」についての請願

○森上祐治委員長 再開します。

続いて、請願第3号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」についての請願を議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員の吉田良子議員並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として淡路民主商工会会長 小坂雅計様、同会副会長 仲野明様を説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。
暫時休憩します。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時12分)

○森上祐治委員長 再開します。

あらかじめ、参考人からの申し出により、資料を御手元に配付しています。
それでは、紹介議員より説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、説明を求めます。
吉田良子議員。

○吉田良子議員 皆さんの御手元に配らせていただいております請願書、これを朗読をもって説明とさせていただきます。

2015年12月1日

南あわじ市議会 議長 原口 育大 様

(請願者)

代表 兵庫県神戸市兵庫区新開地4-4-12
兵商連婦人部協議会 会長 金沢 夏江

(紹介議員)

吉田 良子

(請願の趣旨)

政府は、「中小企業憲章」(2010年6月18日)を制定し、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と明確に位置づけました。

また、2014年6月27日には、小規模企業振興基本法を制定し、中小企業の9割を占める全国334万人の小規模企業者(従業員5人未満の小企業者)の持続的な発展を応援しています。

小規模企業の多くは家族経営です。いうまでもなく、家族経営は、事業主と配偶者、その家族の働きによって、地域経済と雇用を支え、地域社会を豊かにしています。

このような中小企業・小規模企業の家族従事者の働き分を税法上認めないのが所得税法第56条です。

所得税法第56条が必要な理由に、「企業と家計とが十分に分離されていない」「家庭内の恣意的な所得分離の恐れ」「租税回避の手段として利用される恐れ」があるとされています。

「青色申告をすればいいので、56条廃止は必要ない」というご意見があります。これは、働いている実態が同じなのに、申告の仕方によって経費にできる、できないという違いが生まれること自体が公正ではありません。さらに、青色申告の専従者給与の金額は税務署長の承認が必要であり、取り消される場合もあるのです。

所得税法の改正で、2014年1月からは、すべての事業者に記帳が義務づけられました。白色申告、青色申告など、申告の仕方によって、実際の家族の働きを否定することは、もはや憲法14条の「法の下での平等」の理念に反し、不合理をもたらしています。

社会の変化により、経済情勢も変化し、中小企業・小規模企業者の実態は、大幅に変化しています。一人ひとりの自立を促す税制の確立こそが、社会を支え、地域経済と雇用の促進につながります。

私たちは、所得税法第56条の廃止を求めて全国で運動を続けています。

10月15日現在、全国では426自治体、兵庫では4自治体が所得税法第56条の廃止または見直しを求める意見書を採択し国に送付しています。

家族一人ひとりの豊かな生活を保障する立場から、働き分に給与を求めることは自然な考え方です。

所得税法第56条の廃止で、多くの家族従事者が自立し、技術や技能などの力を発揮して働ける環境をつくっていくために、趣旨への賛同をお願いします。

つきましては、貴議会において、上記の事項を内容とする「意見書」を国会と関係機関に提出してくださるようお願いいたします。

(請願の項目)

所得税法第56条の廃止を求める意見書を、国会と関係機関に提出してください。

以上であります。

私は特に、ここで述べているように、配偶者の経費を認めないというのは、まさに配偶者というのは主に女性になるわけですけれども、女性の地位が認められていないというようなこの税法改正、廃止をぜひ皆さんの御意見で国に意見書を上げていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○森上祐治委員長　　これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

中村委員。

○中村三千雄委員　　今、請願の趣旨は読まれたわけでございますけれども、法というのが国が決めたことであって、それに従って国民は義務を果たさなければいけないということであるんですけれども、この56条につきましては、一応、今、吉田議員から言われた配偶者、女性の地位の向上を果たすためにと言われたんですけど、その主たる趣旨、どういうふうな根拠でそう言われるわけですか。

○森上祐治委員長　　吉田議員。

○吉田良子議員　　皆さんも御存じのように、商店とか農家の中で、奥さんが働き手の担い手となって働いておりますが、それに対して、費用を普通、支払うと。しかし、その必要経費に対して所得税法56条は、家制度、世帯制度の名残というのがありまして、その経費を税法上認めないというようなことで、女性の人格を無視しているというか、家族経営、世帯単位という以前の法律というような認識が私がありまして、そういうことから、やはり女性の立場を税法上でも認められてないというところを、何とか改善してほしいという思いがあります。

○森上祐治委員長　　中村委員。

○中村三千雄委員　　これは、一応は、その救済というか方法として、我々も、私も農業をしておるもので、以前は、白色申告でしておりました。しかしながら、そういうような制度によって、青色申告であれば、今、税務署の金額が査定されるということはありません

けれども、私自身ももう10年以上青色申告をしておるわけでございますけれども、やはりそれで私はその辺については、何らそういうふうな対価というよりも、そういうような経費なり、その申告によって、私は可能というか、そういうふうなものも救済できると思うんですけども、ちょっと考え方が違うんでしょうね。

○森上祐治委員長 小坂参考人。

○小坂雅計参考人 大変な貴重な時間、総務委員会で御審議いただくということで、まず冒頭にお礼を申し上げたいと思います。

それで、もう一つは、意見書の冒頭にありますように、兵商連婦人部協議会会長、金沢夏江となっておりますけども、御承知のように、12月議会は、もう全国至るところで県下でも行われてます。本来なら、この金沢さんが来て御説明し、皆さん方の納得いく状態に行く方法がよかったですけど、41自治体に出してますんで、私たちがきょう、淡路民主商工会として、できる範囲の説明をさせていただきたいと思います。

それで、今、中村委員のほうから、以前は白やったけども、もう10年この方、青色申告でということなんですけども、もともと税法上の56条は、本来、これができてもう50年になるんですよ。中村先生やったらよう知ってると思うんですけども。そういう中で、いわゆる50年前の時代と今の時代、相当、経済状態、社会状態、いろいろな変遷の中で来てます。

特に皆さん方、議員さんは御承知やと思いますけども、いわゆる中小、小規模の事業者については、非常に厳しい環境の中で日常の生活を守るため、頑張ってるわけですね。56条がある限りに、私たちはこの56条は廃止してくれという要望も毎年運動してますんですけども、結局、これが一つの足かせになって、いろいろな面で私たち、淡路の会員の皆さんに寄り添いながらやってるんですけども、やはり14年に自主記帳、それから自主申告、いずれもそれが制定されて、もうずっとそういう形で淡路民主商工会というのは、私たちも学習を重ねながらそういう方向で位置づけてきました。

56条がある限りは、その制度を利用したいんですけども、お父さんが事業者であって、お母さんも働いている、子供さん2人も働いているというような状況の中で、86万円しか奥さんには控除の対象にならない、それから、息子さんについては、2人おっても50万、50万で100万と。これがいわゆる事業者の控除になるだけであって、本当の、朝から晩からずっと働いている事業者の中では、本当に家族総出で働いてるんですね。それで、そういう中で、事業者のほうから、これこれをいつまでやってくれ、納期はここやというふうに責められると、どうしても家族総出でその部品なり修繕なりをやってる状況の中で、同じように家族が働いているのに、56条では、家族事業者の働き分を税法上認めないというのは、根本的にあるんですね。

それで、中村先生がおっしゃるように、青色申告したらええやないかという説もあります。確かに国のほうは、所得税法56条が必要な理由に、企業と家計が十分に分離されていないということが一つ、家族内の恣意的な所得、お金ですね、の分割のおそれがあると。それから、租税回避の手段として利用されるおそれもあると、こういう立場で、国はこれをいつまでも守ってるんです。

実際は、先ほど申しました14年に自主記帳、自主申告、それで、自主計算した上で申告してるのが今も定着しておりますんで、そういう中で、どうしてもこの56条をまず廃止していただきたいというのが主眼でありますけれども、青色申告の場合は、税務署の提出、いろいろ書類を提出しますけども、その部分で税務署長が、言い方悪いですが、舌先三寸で、この人がええよ、この人は悪いよという、全部が青色申告やから認められるということはないんです。

そこで排除されるのもありますけども、とにかく同じ労働をしながら、家族一体になってしながら、奥さんであるとか子供たちがわずか86万と50万のことで、それで生活せよというほうが、やはり無理な今の経済状況ではないかというふうに思いまして、こういう方向で意見書を出させていただきました。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 小坂参考人の言うことは、ある程度は理解はできるわけですが、現実的に国民として、やっぱり法を守るのが原則です。今、この法律があるということ、この法律を変えていただきたいということですが、やっぱり守っていかねばいけないと。それで、14年1月からは白色申告に義務づけられたということになっておるんですけれども、私はやっぱり公平・公正な税の申告をして、税制法に基づくことをしていかなければ、国民の義務が務まらないんでないかと、こう思うんです。

だから、もう1点ですが、この件につきましては、やっぱり憲法14条との絡みが私はちょっとひっかかるというか、違和感を持ちます。憲法14条というのは、基本的人権ですね。基本的人権を、やっぱり法を守ってこそ基本的人権が守れるのであって、これを変える、請願者は56条を廃止してくれというんですけれども、廃止するのに、この基本的人権を持ち出すということは、私はいかがなものかと。

というのは、基本的人権は、やはりいろいろ法律の中であるんですけれども、最高裁としても、その基本的人権の位置づけというやつは明確にしておりますので、やはり全ての国民が平等である、これが基本的人権だということについて、私はやっぱり違和感を持ちますので、それはいかがなものかと思うんですけれども、それについての御見解をお願い申し上げます。

○森上祐治委員長 小坂参考人。

○小坂雅計参考人 もちろん私たち国民は、全ての国民は憲法に守られた中で生活しているわけですね。やはり、その憲法に反するという言い方は悪いですが、憲法に守られている国民の中で、同じ中小零細企業で働いてる婦人、あるいは子供たちが、この憲法で守られる範囲の安全・安心な生活ができるような状態に持っていかうとすると、やはりこの56条がひっかかってくるわけです。

やっぱりあらゆる全ての1億2,000万人の国民に対等・平等な憲法が保障されてしかるべきだというふうに、私たちは思います。その辺は、いろいろな御意見があります。私たちもこういうことで回っていても、淡路島をずっと、会員の家を回っていても、本当に弱ってんねんと、いついつまでに入れてくれというたら、もう夜も寝んとしよると、そやけど、その働いた対価、いわゆる給料分は何で保障されへんのかという、仮にお父さんが1万円もらったとしたら、奥さん、せめて8,000円でも私ら、同じに働いて、その分は認めてほしいというのが実態だと思います。淡路も私たち、家庭訪問しながらいろいろ話をするんですけど、やはり根本的には、昔から、50年前にできたやつからずっと引きずってるということが一番の問題点だろうなど。

私たちは、全て何もしない、傍観しているわけじゃないんです。毎年、この税務署と話し合ったり、いわゆる税務所管があるところ、兵庫県でもいろいろありますけども、そういうところと話し合いをして、やはり、あなた方もこの話で矛盾を感じませんかということ言って、いや、わかりますと、わかりますけども、これは国の税制上の問題やからということ逃げるということは、聞いておきますという程度のことになりますので、やはりこの持続的な運動も続けながら、やはり、いかに奥さんであろうと子供であろうと、対等な評価される賃金体系をして、それで行こう、それが本来のある姿だというふうに私たちは認識してますので、その辺、御理解をいただきたいと思います。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 一応、それぞれ見解の相違等々、いろいろ解釈も、法の解釈の仕方等々もあるんですけども、やっぱり私は、国民として所得税法等、憲法については守っていかなければいけないということですけども、先ほども本当の税法上と基本的人権をひっつけるということについては、私は何とか違和感を感じると。

一応、これで終わっておきます。

○森上祐治委員長 ほかに。
柏木委員。

○柏木 剛委員 私もこれについてはいろいろ調べて、これだけ資料を集めたんですけど、結論的に私は、56条、57条のセットで世の中といいますか、これを是とします。それが結論なんですけど、それはそうとして、4点ぐらい質問があるんですけどね。

先ほど、紹介議員が言われた配偶者の働きが認められていないという、この言い方はおかしいと思うんですよ。少なくとも86万は認められてるし、それ以上に給料を打ちたいのであれば、青色申告すればいいわけですね。だから、それはどうしてそういう話になるんかというのが、まず1点お聞きしたい。簡単でいいですよ、答えは。

○森上祐治委員長 仲野参考人。

○仲野 明参考人 これ、56条の中には、いわゆる配偶者の給料については認めないという書き方をしてあって、57条の中で、いわゆる緩和措置として、それは認めましょうということですね。ただ、本来、白色、青色と区別するのはおかしいんですよ。本来、一本であるべきだと考えています。

青色にすればこれだけの特典を与えますよということですよ、今。ほんで、税務署長がそれについては判断をしますと。ですから、いわゆる税務署の都合のええような形に持っていったというのが私たちの考えです。

○森上祐治委員長 吉田議員。

○吉田良子議員 先ほど、86万あるから、それはそれでいいんでないかというような話がありましたけれども、奥さんが交通事故なんかにあったときに、どう所得を補償するかという計算も生まれてくると思うんですけども、86万ですと日額は2,300円になるというようなことで、普通、働いておられますと8時間労働ということで、このごろ、最低賃金も760円ぐらいに引き上げられてきておりますけれども、それから見れば、大変低い金額に設定されているという部分があって、先ほど中村委員も言われたように、私は反対に、女性がそれだけしか、一生懸命働いてるのにそれだけしか認められないというのは、まさに法律の中で両性の平等というのが、やはり守られてないというふうに認識しております。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 次に行きます。86万、だから、56条、57条がセットになって、青色申告すれば、もちろん、税務署が適正かどうかであるかということ判断するにしても

打てるわけですよ、200万でも300万でも打てるわけですよ。だから、それを認められてないという言い方をするのは。だから、56条だけ見たら、計算上、だめだということになっとなのですけどね。だから、それをセットで見るべきやと思うんですけどね。その辺はどない考えてますか。セットで考えたら、何もおかしくない。

それともう一つ、ついでに聞きます。申告の仕方によって、憲法14条、法の下での平等に反し、不合理をもたらしますという、白色申告するか青色申告するかなどの申告の仕方によって、憲法14条の法の下での平等ということに、それはどんな理論でそういうこの表現が出てきとるのか、これを説明してほしいです、次に。

○森上祐治委員長 小坂参考人。

○小坂雅計参考人 冒頭にも言いましたように、50年前にできた税制上の問題と、今の時代における社会的な背景を見たときに、やはりその時代に合った方法が大事かなと思うんです。確かに、柏木先生のおっしゃるような異論のある方もあります。しかし、憲法は全ての国民に同等に扱うという大原則がある中で、婦人労働者であろうと、お母さんであろうと息子であろうと、その部分がただ130万円ほど事業者の控除だけになると。そうすると、その家庭において、仕事を一生懸命しても、その分しか与えられない、個人に、あるいは息子さんに、ほんならおまえは30万円の仕事してとか、お母さんは20万円の仕事してとか、そういうことが家庭内でもいろいろあるそうです。

しかし、今の事業をこの家庭でやる以上は、お互いに辛抱してやんなあかんと、税制上の問題に矛盾はあっても、やはり生活するためには必要であるということ。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ちょっと私の質問とはずれてますんで、いいですわ。

もう一つ、ここにも書いてますように、家族内の恣意的な所得分割のおそれとか、租税回避の手段として利用されるおそれがあるということを書いてあるわけですね、これ、要望書の中で。それを、じゃあこれを廃止したら、それはどんなふうにした格好で歯どめをかけるんですか。恣意的な利益操作とかいうことに対する歯どめがかからんじゃないですか。

○森上祐治委員長 小坂参考人。

○小坂雅計参考人 どんな家庭でもいろいろな問題が、複合的に出てくる問題があります。しかし、やはりそれを是正しながら、お母さんの対価はこれだけ、息子の対価はこれ

だけというふうに、やっぱり今の吉田議員もおっしゃったように、最低賃金にちょっとまさるぐらいの仕事量、いわゆる賃金を払っていかないと、今の淡路の中小零細企業は成り立たないという現状もあるんです。

柏木委員がおっしゃるように、確かに、青色申告したらそれでええやないかという説もあります。私たちも、そういう話は何回も聞いてますけども、いわゆる青色申告で出しても、やっぱり排除されるという、署長の権限で排除されるというのが本当に多いんです。

せやから、今の形はあっても、青色申告になってまだその部分で是正して、改良・改革していかなきゃいけない部分もありますんで、まず、当面はこの86万と50万をもっと今の現実に合うような、仮に若い息子さんが嫁さんをもろうて、ほんなら、56万で生活しろというのはちょっと。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 もういいですわ。私の質問には全然答えてもらってないんですよ。だから、家族の所得分配とか租税回避のことに対する歯どめはどこですかということ、誰でも結構ですから、それに対する答えを。もう的確でいいですわ。廃止した場合ですよ、歯どめがかかるんですかということ。

○森上祐治委員長 仲野参考人。

○仲野 明参考人 それにつきましては、給与で支払われれば、いわゆる源泉徴収というんですか、そこで所得税の申告をするような仕組みになってますので、そこでカバーできるといように思います。だから、給料が払われれば、それは給料を払いましたよということで、源泉徴収をして、そこで税金を引くわけです。そういうシステムになっています。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 だから、要するに、利益をいろいろな面で操作できると、恣意的に家族に幾らでも、親子の関係でもやればやれるということを歯どめをかけようとしるのが56条だと私は思うんですよ。それをきちんとやろうとしたら、57条でやればいい話なんでね、私はそのセットでいいと思うんですけど、わざわざ廃止して、その歯どめがかかるんですかという質問です。

○森上祐治委員長 仲野参考人。

○仲野 明参考人 基本的には、ですから、さっき言いましたけども、白色、青色で区別して申告するというのはおかしいと違うかという話です。そういうことです。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 ここにもありますけど、申告の仕方というのは、その事業者が選択できるわけですよ。ですから、別に青色と白色としよう、その方が白がええ、青がええと決めてやることですから、こういうふうに青になれば、そういう専従者給与のそういう形で引くことができるというような条件になってますので、それは、その人がわざわざ白にしたいの何か白にしたいという理由があつてのことなんで、別にそういうことでのこういう違いがあつても、何もそれは平等には反していないというふうに考えますが、その点いかがですか。

○森上祐治委員長 仲野参考人。

○仲野 明参考人 いわゆる、さっきも言いましたけども、その申告の仕方によってそういうふうないろんな金額、控除する金額のあれが違うというのは、いわゆる法の下での平等に反するんじゃないかという考え方なんですよね、今、書いてあるように。

ですから、さっきも、吉田議員のほうからも言いましたけども、結局、白色にしてあれしたら、配偶者で86万と親族で50万という、もしいろんなことがあったときに、査定自体が物すごく低くなって、社会的な不利益をこうむる可能性というのが一つあるということなんです。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 このことに関して、青色と白色の問題がかなり出てますので、私もちょっといろいろそのことで調べてみたんですが、税務大学校というのがありますね。税務大学校というのはどこがやってるんですか。御存じない。たしか、国税庁が運営している大学校。

○森上祐治委員長 小坂参考人。

○小坂雅計参考人　　ここにも私ども用意した資料がありますんですけども、税務大学校研究部教育官という、齋藤さんという賢者がそういう方法、これは矛盾しているということをはっきりしています。ここに論文も一部、持ってきてますけども。

先ほど、冒頭に言いましたように。

○森上祐治委員長　　ちょっと、小坂参考人をお願いいたします。

質問されたことだけの確に簡潔にお答え願います。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　国税庁ですよ。国税庁の大学校で、これはたしか、税務署の職員を研修する、初期研修含めて研修をしたり、税制理論についていろいろ研究をして、税制に反映をさせようとする税務大学校というのがあるというふうに聞いておるんですね。その税務大学校の齋藤教育官ですか、この方が研究部に入っておられる方で、今、小坂さんが紹介されたような論文を、ちょっと私も、かなりボリュームがあるものなんですけども、ちょっと勉強させていただきました。

その中で、国税庁の方ですので、国の代表した考え方の一つになるのかなというふうに思ってるわけですが、この白色と青色申告の記帳義務ということで、この方が平成10年に出してる論文の中で、この白色申告というのが既に昭和59年に白色申告者の記帳義務というのを法律上、制度化をしたと。その過渡的なことでずっとあったわけですけども、平成14年には、さらにその義務化というのが強調されて、必ず記帳するという事になっていると。

そうした場合、白色申告と青色申告の記帳義務に対しての差異がなくなっておると、違いがないと。先ほど、いろいろ租税回避とか、要領のよい納税者のこととかいうような話が出てくるわけですけども、結局は白色であっても青色であっても、そうした経費算入については記帳義務が出てくるということで、純粋な所得についての捕捉というののできる仕組みが確立しているというように書いてあったわけですけども、そういう点についてのお考えはいかがですか。税の捕捉ですね。所得の回避であったり隠蔽であったりということは、もう白色申告者の記帳義務制度ができたので、所得の捕捉は十分に可能であるという見解だと思うんですけども、いかがですか。

○森上祐治委員長　　小坂参考人。

○小坂雅計参考人　　おっしゃるとおりだと思うんです。私たちもこの点についても、いろいろ勉強もさせていただきました。結果的には、税務署のほうに現在、二つあるんやから、56、57あるんやから、これをシフトをしてくれという、最後、何ぼ言うても、そ

こで辛抱してというのが状態なんです。

じゃあ、ほんなら税務署さん、こういう本が出てますよと、これはほんなら、おたくらこれ、勉強してきたんと違うんですかと言うたら、確かに勉強してきたと。だけど、この内容には、今、国が言うてるやつと矛盾がありますということを確認に答えてますんで、私たち、まだ勉強も浅学ですけども、やはり淡路民主の中小業者が健全に安心して税務申告できるように、私たちも自主記帳、自主計算、自主申告という一つの大きな項目で学習会もしてまいりましたし、今もうその方向についてますんで、ただ問題は、その56条の86万と50万、50万をやはり今の現在の賃金体系に合わせてくれというのも、最後にその問題をお願いしてるんです。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 その論文の中で、青色申告制度というのはなぜ始まったのかということを書いてあるんですね。これは、昭和25年のいわゆるシャープ勧告、戦後の民主的改革の中で、税制度の改革もするんだということで、シャープ勧告ということで、今の日本の税制度の骨格がここで定められたと。

その中で、シャープ博士が報告している中で、当時、日本には商売の中で、大福帳とかには書いてあるんだけど、記帳するような簿記制度というのが全くなかったと、どんな会社にもなかったと。まず、そういう簿記というのが、税を捕捉するというのではなくて、経営を合理的・科学的に運営しようとしたときに、そうした帳簿記載、いわゆる簿記ですね、これが非常に有効であると、経済を立て直していくということの側面と、もう一つは、税の民主化を図っていく上で非常に透明性のある説得力のある、そういう経営実態、あるいは税制度、つなげていく上で、簿記というのは最低限の義務というか、表現であるというようなことであつたけれども、嘆かわしいことながら日本にはないということで、そういう事業者に対する誘導ということで、青色申告制度、昭和25年につくられたというふうに書いてあるわけですね。これはもう、私が言ってるんじゃないくて、その税務大学校の方が論文で言っとるわけですね。

ですから、現状では白色簿記も含めて、簿記制度というのはかなり浸透しておるといふか、むしろ義務化されておるので、そういう所得の隠蔽ということではできない仕組みというのができ上がってるという認識をこの税務大学校の研究官、教育官はそういう考え方を示しているように理解するんですが、その点いかがですか。

○森上祐治委員長 仲野参考人。

○仲野 明参考人 そのとおりだと思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 すると、この方の結論は、だから、そういう白色申告者に対しても、簿記の義務を課してるんだから、その配偶者というか、専従者控除に差をつけるのはおかしいという結論をここで出してるんですよ。なぜ、そういうところまで研究が行ってるのに、税制上の変更がないんですか。それはなぜですか。法律上の変更がないのはなぜですか。

○森上祐治委員長 小坂参考人。

○小坂雅計参考人 私の推測ですよ、これは。やはり、税収を上げるためにどうするかというやつが根本的にあるのではないかなど。それで、いろいろな各階層に段階をつけてるのではないかというのが私の考え方です。

○森上祐治委員長 吉田議員。

○吉田良子議員 政府も所得税法第56条の廃止については言及している場面が多々あります。一つ紹介させていただきますと、2010年2月で、私たちのこの会が交渉したときに、内閣府男女共同参画の岡島局長が56条は世帯主義、世帯を一つの単位にしているということから、それは廃止が必要だというふうな見解も述べられております。また、2010年3月には、その当時の財務副大臣が家族従業者の対価をどうするか考えたいというふうな答弁もあります。それは、まだまだほかの大臣もそういうふうな答弁がありますように、国のほうも少しは考えつつあります。そういうところを、やはり地方議会として後押しするというようなことで、意見書を出してほしいというようなことに私たちは考えております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ですから、そういうこの税務大学校で研究をされている方の中で、56条のままでいいという研究論文というのには当たらないんですね。出くわさないんですよ。つまり、この税制度についてはおかしいということを国税庁が言うのに、なぜ変えられないのかと。平成10年ですよ、もう17年前ですわ。それ以降、これに関する反論もなければ、公式的な研究発表もないと。なのに、なぜかそのことが現状残っておるのかというのが非常に疑問なんですよ。

今おっしゃったように、内閣の中でもいろんな意見があると、しかし、その取りまとめはされない。その理由は何なのか。つまり、今、小坂参考人がおっしゃっておったように、少しでも税収を確保したいために、理論的にはそうなんだけれども、税制、税収上の都合でそうになっているというふうにしか映らないんですね。

でも、先ほど、法律は守らなアカンということなんだけれども、法律は守らなアカンというよりも、国民の暮らしや自営業者の暮らしを守らなアカン、これは最優先やと思うんです。それを苦しめるような法律であれば、変えるべきやというふうに私は思っておりますけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 小坂参考人。

○小坂雅計参考人 同感です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようですので、これで質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午前11時56分)

○森上祐治委員長 再開いたします。
これより、委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようですので、これで討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第3号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」についての請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

○森上祐治委員長 挙手少数であります。
よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
再開は、午後1時といたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時00分)

○森上祐治委員長 再開いたします。
議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りいたします。
付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略いたします。

⑧ 議案第157号 平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)

○森上祐治委員長 説明員入れかえの関係により、審査の順序を変更して、議案第157号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)を議題とします。
これより、議案についての質疑を行います。
質疑は分割せず、歳入歳出、債務負担行為、地方債を総括して行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、総括して審査を行います。
何か質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 ページ数、32ページになりますけども、この市債繰上償還元金ですか、ここに書いてあるんですが、今回、こういうふうに市債を繰上償還することによって、どれだけの利子分が省略できるんですか。この点、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） お伺いの繰上償還につきましては、5億8,324万2,000円の元金償還を予定しております。対象といたしました起債につきましては、平成16年度借り入れ等の起債でございまして、後15年、24年とございしますが、4本予定しております。償還期限が31年度までということで、主に期間の短い分でございますので、トータルいたしますと、大体763万程度の利子が減額されるという、将来の減額に影響を及ぼすということでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この繰上償還につきましては、ある程度余ったから全部とかいう形ではなく、ある程度計画を立てた上で繰上償還していると思うんですが、そこら辺の見通しについてお聞きしたいと思うんですが。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 繰上償還は、今まで大体58億程度、新市になってからさせていただいております。予定されております交付税の減額が今後、31年度まで順次、率によって減額されます。これは、経常一般財源ということで、収入で、さきの答弁で部長が答弁いたしました十数億という形でございますけども、10億と仮定いたしますと、収入が10億減るといようなことで予定しますと、経費的なもので収入がふえなければ当然、減さざるを得んということで、経常経費の一般財源につきましては、大宗を占めるものが人件費と下水道の繰り出し等、他会計の繰り出し等を含めた補助費、それともう一つが公債費でございます。

お示しさせていただいておりますとおり、大体40億程度の毎年の償還額が発生しております。それは、370億円の起債残高に対しまして40億円。ですから、極端な話を申し上げますと、10億減るといことは、30億円、公債費に全部頼るとしたら、10億円減したら、30億円という形の償還額まで持っていく必要があります。

ですから、370億の大体4分の3ということは、280億程度まで、公債費だけでやれば当然歳出の、歳入に対する減額に対する歳出があるということで、大体、31年度の目標といたしまして、おおむね300億程度の起債残高まで持っていったらなというふうに財政のほうでは考えております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 ページ、16ページのケーブルテレビ事業特別会計繰入金2,600万ということになっておりますが、これについて説明をお願いします。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） ケーブルテレビ会計につきましては、いろいろと補正、9月でもさせていただきまして、今回もまた上げさせてもらっております。今回、ケーブルテレビ会計のほうで公課費等も上げましたが、2,600万ぐらいは繰り入れをしても、ケーブルテレビ特会のほうで大丈夫という判断で繰り入れを予定をさせてもらっております。これについては、多少ではございますが、今までの借り入れの償還に充てていただきたいというふうに思っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今年度、消費税未納分について、ケーブルテレビ事業の積立金とか余剰金で出すようなことを言うておりましたが、これは出して、なおかつこれだけが繰り入れしてもいいということですか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 基金ですか。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、このたびの消費税の未納分を、このケーブルテレビ会計から捻出して納付するというようなことを言うてましたでしょう。納付した後、なおかつこれだけの繰入金を出せるぐらい、余剰金が出ているということですかということです。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） さようでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 この繰入金というのは、いつも年度途中で補正をして繰り入れしとるんですか。それとも、このたびはこうやってやっとなるんですが、いつもでしたら繰り越したり繰り入れたりして、28年度予算の当初に上がると思うんですが、今回は。いつも例年、こういう時期に繰り入れとるんですか、余剰した場合。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 9月に決算できましたので、それでもって今回、繰り入れをさせていただいたということでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ私、実はこの繰入金を9月の一般質問でしたときに、5年間の支払期間については、ペナルティを払って支払いすると、あとの時効分については、借り入れ、借り払いのつく引くしたら、1,700万円ぐらいになるというように聞いたわけですね。そのとき、市長にこの時効といえども、市として1,700万円が実際に消費税として、本来、国に納付しなければならない金が市の中に残っていると、このことについてどうされますかと聞いたときに、市長は、そのときの答弁は、その時点ではまだ指示をしておりますということだったわけ。

これ、来年度予算もぼちぼち積み上げしていっておる段階であろうと私は思うんですよ。ですから、このお金はそういうように充当されるのかなと私自身は判断しておったんですが、これはもう全く別途のものですか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 印部委員さんの一般質問の最後に、そういうような時効になった分について、市民のためにというようなお話があつて、市長のほうもそういった答弁をしたと思います。ケーブルテレビにつきましては、その時効になった分については、今

までも市民の皆様方にできるだけ身近な情報を近々に伝えたいというようなことで、一生懸命放送もしてきました。そういった中で、時効分のものも、こちらサイドがよく理解ができてなかったのも、それを財源としてそういう放送をつくってきたのが現状でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、それは今までは、そういう認識がなしにやってたというのは、それはそれでええねんけど、現実には、5年間はさかのぼって国に納付しとんのがな、現実には。それで、その以前の4年だったか、平成17年ですから4年であったかと思うんですが、その間のいわゆる消費税の納付せんといかんお金が4年か5年で1,700万円あるということで、現実には。

そやさかい、国に納付する5年間はケーブルテレビとかいろんなところから財源を捻出して国に納付したと。本来、国に納付せんなんものが1,700万円は時効という名のもとに国に納付しなくても一応、ええということなんですけど、我々、普通の一般の納税であったら、時効であったら、ああもうこれ、5年済んだ、前のやつは時効でこらえてもろうてよかったというようなことで話は済むかしらんけれども、行政が消費税を集めとって時効といえどもそういうことを、済んだ済んだ、これはもう市の中へほうり込んでおいたらええというわけにはいかんでしょうということやったんよ。

ほんなら、市長は、今考えて、まだ指示は出してないということやったんよ。どうこうするということではなかった。今は、そのことについては指示は出してませんと言うたんよ。せやから、その後、来年度予算を今、積み上げている時点において、市長から何か指示がありましたか。あるいは、担当部局として、この1,700万円の取り扱いをどうするかということをして市長と協議をしておりますか。また、どういふようなことを考えてますかということ聞きよるねん。そのまま放っておくなら放っておくでええで、執行部の答弁は。どない考えてますかということ聞きよる。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 市長と協議という場合は、最終査定というのもあります。市長査定というのがあります。情報課というのは企画部になりますので、市長ともお話をする機会がかなりございますので、予算を積み上げる中でこういうこともお話ししていきたいというふうに思います。

今のところ、市のほうで一般会計の中でいろいろと起債をしておりますので、その起債がいろいろ市の施策に対して、当然、利子もかさんできますので、これを繰り入れて償還

のほうに充てていただくのが市のためになるのかなというふうに考えております。今後とも、市長とは協議はしていきます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、私の言いたいのは、こういうことは、この余剰金は起債のほうに繰り入れしたり償還に充てるやいうことは、それは事業の中からのやつでやったらええねんけど、消費税として集めとるんよの。

これ、もう一遍、もう繰り返し余り聞きたくないんですが、部長は、この1,575円は消費税ではありません、利用料ですいうて言い突っ張った。副市長は、消費税として集めておりましたが、一般会計の中での処理やから、国に納付する必要がないと思っつたと言っつたよの。いやいや、そうだ。これは、一般会計の中での消費税であるので、国に納付する必要がないという見解であったと。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私は一貫して、消費税と税務署からみなされたということをやったわけでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、消費税とみなされたと、しかし、一般会計の事業の中での処理だから、国に納付する必要がないという見解を持っておったということや。

しかし、当局と協議することにおいて、これは特別会計であるので、消費税として納付しなければならないということや。そやったんや。部長は、これは消費税ではありません、あくまでも市が1,575円を徴収しとるのは、消費税を含んだものではありません、ケーブルテレビ利用料ですということや。消費税ということは一切、担当部局は考えてない。副市長の場合は、消費税とみなしておったんやけれども、一般会計で事業をしとるので、国に納付する必要がないと思っつたと、ここの見解の相違であって、納付をするようになりましたと、特別会計事業の中でやっておったということで、国に納付するようになったということや。そやで。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 納付でないんです。この事業が始まって、我々が納付義務者で

ないと判断をしておったので、税とかそういうものには無関係だと思っておったわけです。税務署から指摘をされて、特別会計でやっておられるのであれば納付義務がございますよという話になっただけでございます、最初は納付義務者でないと我々が解釈をしておったわけです。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 何を納付する必要がないと思うとったんですか。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 消費税の納付義務のあるものではないと思っておったわけです。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、消費税の納付する必要のないものであったということや。消費税を納付する事業ではないということや。消費税やけれども、納付する義務がないということだ。新聞報道持って来てください、そんなこと一々、わからんもん同士言われても。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時18分）

（再開 午後 1時28分）

○森上祐治委員長 再開します。

今、議会事務局のほうから平成27年8月18日付の神戸新聞淡路版の新聞記事が配付されております。これにつきましては、先ほど来、印部委員の質問がございましたように、これ、神戸新聞の社会面のほうですね、下のほうです。読んでたら、ケーブルテレビネットワーク淡路が2001年4月の開局以来、消費税を洲本税務署に申告していなかったと発表したというふうに書かれています。

これは、市の特別会計で運営しているが、申告義務のない一般会計と混同していたというのが市の記者発表の見解なわけやな。だから、この辺についての見解を先ほど来、印部委員は聞いてて、消費税という認識があったのではないかというような印部委員の質問の趣旨なんですけども、それに対して執行部は、副市長は、消費税としての認識はなかった

ということなんですよね。

これについては、新聞記事の内容からしたら、申告義務のない一般会計と混同していたと、この「申告義務がない」というのは、消費税としての申告義務がないのか、全く消費税として頭がない、認識がなかったと、この辺がなかなかこれ、取りようによっては難しいですよ、これは。見解の相違になってきて。

そしたら、印部委員。

○印部久信委員 ですから、委員長、これはどっちにしても水かけ論になって、見解の相違とかいろいろ出てくるさかい、ともかく、結果として全てこれは消費税として取っていたという認識のもとにペナルティをつけて納付したわけや、国に。結果として、これはもうどっちでも構わんでか、どこでやろうが。結果としてもう、市は、これは消費税であるということ認めて払うとるのだ、納付しとるのやさかい。ほんでいいちゅうねん。

ただ、この5年以前のやつは、時効という名のもとにこれをもう無視してしまうのか、集めたお金を、本来、納付せんなんやつを、これはもう国は納付するいうても受け取ってくれへんのやの、時効となつとるのやさかい。ただ、これを市として、このお金をこのままこれで済ますんか、何らかの形で市民に還元するのとかと、その後どうなってますかと聞きよるだけでねえか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 先ほどの答弁の繰り返しにはなるかと思いますが、6月以降は考え方を改めてます。それ以前については、消費税を取っているという意識もなかったので、ケーブルテレビについてはいろいろと議会のほうからもいろんなことを言われて、その当時の部長もいろいろとケーブルテレビの局舎の人間にも指導し、週1回更新だったものが週2回更新になり、今現在では、月曜から金曜まで毎日更新というふうに努力もしてきております。

そういったことで、その時効になった分については、その過去のケーブルテレビ特会事業の中でいろいろと消費をしております。今、今年度、この2,600万については、そのケーブルテレビ特会の中で繰越金をはじいて、その年度の予算を積算をして、2,600万ぐらいは一般会計のほうに繰り入れても大丈夫というような積算根拠のもとに繰り入れを今回、措置の上程をさせてもらっております。

市については、このケーブルテレビだけでなくいろんな市債を抱えておりますので、市民の借金でもございます市債の返還にも充当していただければ、市民の方々のためにもなるのかなというような、ささいな金額ではございますが、今現在こういうふうにしております。

印部委員のほうの9月の一般質問でも、そういうのは私も覚えておりますし、市長も当然、頭の中にあろうかと思えます。今後もそういうようなお話がこの総務委員会でもあったというようなことは、随時、協議をしていきたいと思えます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 もうこのことについては、これ以上くどくど言いませんけど、ただ、とにかく市の考えとして、時効やからこの1,700万円はもう、これはもう問題なしというて通り過ぎさんようにしてほしい。あくまでも、市民からケーブルテレビ使用料を払った上での消費税を市が預かって国に納付する国税であるということやの。

ただ、そこをよう考えといてもろうて。やっぱりこれは、支払った人に何らかの形で、時効といえども返すのが基本や。ましてや、行政や。普通の民間の税務署がやって、あんたんところはもう何百万も税金払わんなんけど、ここから先はもう時効やさかい無罪でこらえたるやて、そんなんではないと思うんよの。行政がやりよるねん。

だから、そこを今後、来年度予算までにどういう形で出されるんか、私は知らんけれども、このお金はこういうように使いましたよというようなことを示してほしいという。私は、これにせえ、あれにせえやいうことは言えへん。ただ、市は考えてもろうて、あのお金はこういうように使わせてもらうというように言うてもろうたら、ほんでいい。その時点でまた言われたときに、もしおかしかったら、こっち聞きたいし。それでよかったら、そんでええと、それだけのことです。

終わっておきます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 今のでいいんですか。今のでいいんやったら、それで行きますよ。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） ここにも市長のコメントがありますが、税金を適正に徴収すべき立場の市が市民の信用を欠く事象を引き起こし、まことに申しわけないというようなコメントがあります。市長についても、自身を戒める意味からも、以前、減給をしております。私が今思っ、当然、先ほども協議しますとは言いました。ただ、私としては、もう既にその時効になった分については、その金額で執行しております。よりよき放送をすべき、番組をつくるべきということで執行しておりますので、そのお金を新たに捻出する

というのは非常に難しいのかなというふうには考えております。

今のままでは、ここへ2,600万繰り入れておりますので、それが印部委員が一般質問で最後に言われた、市民の人に何らかの形で還元ができないのかなというのは、市債の返還に充てていくことがそれに当たるのかなというふうに、今現在は考えております。ただ、市長ともそういったお話があったということはしていきます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 消費税という認識がなかったけれども、結果として、税務当局から指摘されたということなんですよ。そういうことですよ。しかし、その1,500円プラス75円というような料金を徴収したことによって、一定の財源の余裕が生まれてきたと、1,575円の中で繰越金を生んだり、繰入金としての剰余金が生まれてきたということになったということですよ。

ですから、今後、料金を下げるとか、ケーブルテレビの全体的な、その剰余金の活用としてはいろんな使い方があると。どんな使い方が一番いいかということについて協議をするという理解でよろしいですか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 今現在、ケーブルテレビについて、ああいう機械ものですので、かなりいろんなところで修繕があったりとか、それと、インフラが道路であったり河川であったり、そういったところに占用させてもらっておりますので、移転が発生したりいろいろします。今のところ、1,575円を下げるというような方向まではなかなか行かないのが現状かというふうに思います。それよりも、今、1,575円いただいて、よりよい放送を一本でも多く皆様方にお届けするのが私どもの使命かというふうに考えております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 19ページのふるさと納税について伺います。このたび、4,000万円の補正を上げておるといことなんですが、贈答管理委託料4,000万ということですから、これは、私が当初聞いていたところによりますと、大体、寄附金の4割程度を贈答品として返すというふうに聞いておったんですが、これから逆算しますと、1億円程度の寄附金があるであろうという予測のものと4,000万円ですか。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　そのとおりでございます。

○森上祐治委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　それで、課長、ちょっとこまごましたことを聞きたいんですが、このふるさと納税、市内からの寄附者、市外からの寄附者、どんな割合になってますか。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　27年度分でよろしいでしょうか、今現在の。市内の寄附者が20件、それ以外で3,721件でございます。ほとんどが市外でございます。

○森上祐治委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　これ、課長、理由は何だと思えますか。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　インターネットによりますクレジット決済の採用かと思えます。

○森上祐治委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　これ、課長、私が不注意か何かようわからんのやけど、このたび、南あわじ市がふるさと納税を始めたということで、贈答品とかその一覧表、何か新聞折り込みとか何らかの形で市民に知らせたことはあるのかな。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　10月1日から新しく始めたということもありまして、全商品をまだ一般の方にはお知らせしておりません。ただ、贈答品管理業者であり

ますJTBのほうで44品目を扱ったパンフレットをつくっておる状態でございますけれども、市としましては、せつかく事業者さんが提案していただきました250品目でございますので、全部を載せれるようなものがあればなということをおもいます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、ぜひこの年末は新聞折り込み見たら、こんな新聞以上のようなやつ、三つも四つも折り込んで広告が入ってますわね。一遍これ、市民の皆さん方に新聞広告で、南あわじ市のこの贈答品はこんなもんですよという一覧表を出して、寄附をこんだけしたらこれやいうんでなしに、こういうものを贈答品として扱ってますよ、できたらこれ、公募しとんのやったら、例えばこの商品の下に何々商店というのを入れてもええんかな。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） いいかとおもいます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんなんやったら、余計にその店のコマーシャルにもなるし、そんだけのもんをやっぱり市民に知らしめて、市民の人からも寄附してもらおうようにせんと、これ、余りにも比率が少な過ぎるんでやな、20件というのは。

ほんで、このふるさと納税の制度は、市外から寄附してもろうた場合は、例えば5万円なら5万円寄附してくれたら、市は5万円入ってきますわね。市民から市にした場合、例えば5万円した場合、今度は市民がいわゆる5万円の控除を受けますわね。2,000円を除いて減額されますわね。そやから、ただ、これには交付税算入4分の3入ってきますんですよね。4分の3入ってきますということは、例えば、計算しやすいように4万円にしたら、市民は4万円控除されるのやけど、3万円国から交付されるさかい、市としたら、つく引く1万円、よそから入ってくるのと比べて1万円少ないわけですわね。けど、そんでもふえよんのやさかい。

そやから、やっぱりこれだけの、私はこれを見てないんでようわからんねけど、その贈答品を一覧表にしてカラー印刷でも広告出したら、市内の人、いわゆるこういう言い方をここでしてええんかどうかわからんのやけど、2,000円のもんで1万円寄附したら4,000円のものくれるや、こういう発想はいかんのやけど、あくまでも善意であるから、発想はいかんのやけど、2,000円控除して1万円寄附して4,000円の品物が

送られてくるということなんや。

そういうことなんで、余りそういうことを啓蒙したら非常によくはないのやけれども、それがおのずからわかるようなPR方法もとって、やっぱり、市民から市に寄附してもらって、こういう市内の特産品を改めて贈答してもらってやったら、また市の中での物の動きも変わってくるように思うんです。ぜひ、このことはお願いしたいと思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、印部委員。

○印部久信委員 ほんでこれ、課長、このふるさと納税、市県民税の2割ですか、市民税の2割ですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 県民税を合わせた2割です。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 市県民税の2割。そんなら、今、南あわじ市で我々、この予算書を見よったら、市県民税均等割というのが3,500円か何ぼかの予算の人数、出てますわね。それと、予算書に出てないのが、市県民税非課税世帯というのがあんねな。それはもう予算書には出てない。現実には、市県民税を払いよる、これは世帯数というのか人数というんか、どっちで聞いたらええんかわからんけど、世帯数というのは一体どれぐらいありますか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 世帯といいますと、その中にやはり県民税がかかっている人もいるし、かかっていない人もいますので、ちょっと人数で報告したいと思います。

均等割のみかかっている人が3,238人で、所得割、均等割を課税されている人が1万9,300人おります。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、その気であれば、ふるさと納税できる人は1万9,000人余りおるといような解釈でええんですわね。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） そのとおりですけれども、今、特産品の謝礼をお渡しできるのは、1万円以上寄附してくれた人ということの対象にしておりますので、県民税、市民税合わせて5万円以上の方が対象になってくると思います。

市民税と県民税を合わせて5万以上の人が1万4,500人、今おられるんで、さっき言いました所得割と均等割の課税されている人が1万9,300人ということで、引きますと4,800人の人が5万以下ということで、ちょっと贈答品はもらえないみたいな形になっております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、この1万4,000人の人が新聞折り込みを見たりしながら啓蒙というか、したときに、どれだけの方がふるさと納税してくれるかわかりませんが、現在の20人ということはないと思う。そやさかい、市外の方のPRはインターネットとかいろんなことでやってくれよんで、それはそんでええと思うけど、どないで、一遍、市内で我々にも一遍、どんな贈答品を送りよるのかという一覧表を見たい気持ちがあんねん、前から。ぜひ、今、12月で忙しいと思うのやけど、年末までにでも出してもらうたらと思いますけど。いつの時点、近い時点を出してほしいと思うんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 税控除でいきますと、暦年でありまして、1月から12月の合計ということになってきます。それで、ことしということなかなか難しいかもしれませんが、来年に向けまして、委員おっしゃるように、PRを含めてそういったことを検討したいと思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、23ページの民生費の児童措置費と保育所費のことなんですけれども、これの追加補正の中身について説明いただけますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 児童措置費のところの委託料なのですが、福良保育園の運営委託料で2,453万3,000円、これにつきましては、一番大きなのは、このたび、子ども・子育ての新制度が始まって、公定価格という運営費等に対する単価ですね、それが決まったわけですが、それによりまして、運営費の単価がふえたということが一番大きいのと、それからもう一つは、福良の場合、もともとの当初置いておりましたのは、ゼロ歳児をゼロ人といいますか、ゼロ歳児がなしという算定をしておりましたが、実際には3人入ったというようなことがあって、この委託料についてはふえております。

それから、沼島の保育園の運営委託料517万9,000円がマイナスということで出ておりますが、これにつきましては、当初は、これ、当初予算が517万9,000円で置いておったんですが、沼島が子ども・子育ての新制度の中で小規模保育所というものになりました。その関係で、このページの下の負担金補助及び交付金の中で、沼島の保育所の給付費負担金というのが出ておりますが、この委託料児童措置費から給付費というふうに変ったということでのマイナスになっております。それでよろしいでしょうか。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ということは、この後の保育所費の負担金の松帆南、北、事業所内保育給付費負担金、これについての増額も今の同じ理由になるのでしょうか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） その公定価格といいますけれども、その運営費の単価が大きく改善されております。そういった影響でのプラスでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それは、そしたら、公立保育所も同様の措置になってくるという理解でよろしいのでしょうか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 公立保育所は、何も入ってまいりません。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ということは、官民格差を是正していくという考え方で、この単価が変更になったというような意味合いなんですか。単価変更の理由について、少し説明いただけますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 当然、官民格差といいますか、要は、子ども・子育ての関係について、消費税が増額された分の中について、そういったものに使うということで税の関係が決められてるわけですが、その関係でふえているということです。

公立でやってるものについては、当然、交付税に算入されると、そういう運営の関係については算入されるというようなものももちろんありますけれども、直接こういった関係で、給付費というような関係で入ってくるというようなものではないということです。

ただ、この保育料を集めるということで、当然、出てきますけれども、それ以外は特にはないということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 例えば、歳入の関係を見ますと、国庫支出金として民生費の、これは12ページですか、民生費の国庫負担金で児童福祉費負担金として、私立保育所運営費負担金として1,877万1,000円追加と、それから、県負担金が私立保育所運営費負担金で938万5,000円追加というようなことで、今の福祉部長の説明はつながってるかと思うんですね。

交付税に入ってくるこの単価が変更がないということになると、民間保育園に対する支援はふえてるけれども、公立保育園に対する支援はふえてないという考え方でいいんですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 交付税に入ってくる単価がふえてるかふえてないかというのは、ちょっと確認はしておりませんが、ここで国なり県なりの負担金ですとかこういった形で入ってくるものについては、先ほど申しましたように、運営に係る経費が改善をされて、今までよりも単価が高くなっているというのが現状でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 だから、恐らく交付税についてもそういう意味で言えば、公立保育園、これまで十分であったという考え方なのか、民間だけがちょっと厳しかったという考え方でいきよるのか、それとも官民かかわらず保育料の単価が低かったのか、それを適正レベルに向けて引き上げていってるのか、そのあたりの説明というのがちょっと今のところではわからないんですけれども、そのあたりしっかりとわかるように説明をいただけたらというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

もう一回言いましょうか。副市長が何かいろいろ言いよったもので。後で、質問中は副市長、余り質疑の妨げになるようなことは余りせんほうがいいかと思しますので、御配慮いただきたいと思うんですが。

今、もう一回申し上げますと、明確に県の負担金、国の負担金というのが私立に対してはふえていて、つまり、例えばこれまでよく言っているように、民間保育所の保育士の処遇が悪い、あるいはそれだけでなく、施設整備とかでもなかなか官民の格差がある、そういうことに着目をして、子ども・子育て支援というようなことについても政府は力を入れていきたいというようなことも聞こえてきますよね。

そういう角度から、この部分はふえておると、今年度においてもそれなりの配慮はあったと、予算措置はあったと。それは、民間についてはこの予算書を見ればよくわかるわけですが、公立保育園に対してのものが今の福祉部長の説明ではないというような印象に聞こえるんですね。それはちょっと違うんでないのかなということがあって、ちょっと質問を再度、繰り返しをしたわけなんですけれども、そのあたり、もう少し調べてもらうなり説明いただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 先ほども申し上げましたように、交付税の算定の中でどういうふうになってるかというのは、ちょっと確認はしてませんが、基本的には、先ほど委員おっしゃられたように、これまでも保育所で働く職員の、保育士の処遇改善なんかも民間のほうだけがされてきたという経緯もあります。このたびの公定価格の改正の中にも、保育士の処遇改善の部分もあります。

そういうようなことですので、全体のことまで余り詳しくはわかりませんが、少なくともそういった民間の全体的な処遇の改善というものは含まれているのかなというふうには思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 交付税の中身については、福祉部長はわからないということであるんですが、財政の関係からは、何かコメントありますか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 内容的に、私立、公立の話で、このたび、私立保育所の国庫の関係で処遇改善ということです。交付税の中身について、具体的な数字、どういう数字で入ってるかというのは、ちょっと手元に資料もないんで、検証はしかねますけども、途中、流れる的には多分、私立のほうが追いついてきよるといような意識でおります。

○森上祐治委員長 そしたら、暫時休憩します。
再開は、2時10分とします。

（休憩 午後 1時59分）

（再開 午後 2時10分）

○森上祐治委員長 再開いたします。
ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 ページ、25ページの施設栽培モデル実証事業補助金985万と書いてあるんですが、これはまず、具体的にどういう施設なんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これについては、事業実施主体がJAあわじ島でございまして、鉄骨ハウスのトマトの養液栽培の施設を建設するということで、規模が8メートル掛ける44メートルの4連棟のハウスでございまして、1,408平米、このハウスのほかに作業所としてパイプハウスが360平米ございまして、暖房とか炭酸ガスの発生装置、あるいはカーテン設備、養液栽培の設備等を含めて、事業費で申し上げますと、税抜きで9,850万円となっております。このうち、県補助が3分の1、3,238万1,000円で、市としまして10分の1を随伴で補助をする、そういった施設でございまして。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今、部長、県補助3分の1というのは、これは国からのトンネルですか。県が単独ですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） この財源につきましては、昨年度の国の補正で置きました交付金、それがもとになっておりますので、国トンネルというふうになります。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、部長、この年度途中というか、年度の終盤にこういうような補助事業が補正に上がってくるということは、こういう事業というのは、市が例えば事業体、このたびはJAやけど、いろんな事業体から何かこういうことの要望を市が受けとって、何かこういう事業をしとるのやけど、ええ補助ないかというようなことで、市とか県とかを通じて、国に対してこういう何か事業メニューはないかということを探索しとって、たまたまありましたよということで事業計画を上げて、これは補助金をもらうんですか。それともこれ、国のほうからこういう事業があるから、市のほうで何か対象はありませんかというてきよるのですか。これ、どっちですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今回の場合は、当初から県も予算には上がっておりました。ただ、当初の募集では、余り要望がなくて、2回目の募集でもってJAが手を挙げたというふうに聞いてます。予算に上がってましたので、市のほうがどうですかというような、そんなふうなお問い合わせをしたというようなものでもございません。JAのほうが、こういう予算があるんだったらやりたいというようなことで応募してきたというふうなところでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、この財源の985万円の一般財源と書いてありますが、この一般財源の財源というのは、起債から財源を起こしとるんですか。どないしとるんで

すか。この財源はどこから。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これは、起債を起こそうと思えば起こすことは可能やと思いますけども、起こしても単なる借金にしかありませんので、全額一般財源で措置をしています。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、一般財源で措置をしとるということは、当初予算の中でこれを含んどったんですか。それはどういうようになるんですか。でないと、その財源の985万というのは出てこんでしょう。当初予算でこういう事業があったときにはこのお金を使いますよというような予算財政措置をしとかんことには、お金は出てこんでしょう。農商部で、農商部の財源の中から集めてきて出しとるんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 農商部にお金は当然ございませんので、要は、財政のほうに無理を言って、要は、繰越金等の一般財源で措置をしてもらったということになります。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 当初予算ではこういう補正に上がってくる財源は置いてあるはずありませんわね。これ、たまたま今、財政のほうで財源が余つとるというたらおかしいけど、そういうゆとりのある財源を探してもらってこれに充当しとるということなんですが、これ、仮に財務のほうでそんだけのお金がなかった場合は、これは起債を起こすんですか。これはどないなるんですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 先ほども農商部長のほうから申しあげましたように、起債特例というのはなかなか難しい部分もあります。できらんことはないと思うんですけども、全体的に起債の抑制も入ってますし、一般財源的なもので措置したほうが後年度負担も伴わんというようなことで、補助金に対しての起債はこのようなケースの場合借らんと、一

般財源で措置できるものはしたい、するという方向でありますので、このたびも繰越金の中で措置させていただきました。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、補助金、随伴補助みたいな形やと思うんですが、こういう場合は、今回、財源もあったからよかったものの、こういう事業をするというときに、市の一般財源から随伴していくというときに、この財源がなかった場合は、これは翌年に繰り越しということになっていくんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） この事業に985万の補助金を充ててますので、985万、ことし、金ないから来年やぞというような、そういうやり方はできませんので、あくまで今年度の事業ですから、市のほうも今年度の予算で措置をしなければならないということです。

ですから、お金が大変厳しいというような場合には、先ほども私も言いましたけども、起債が手当てできるものであれば、起債を手当てして補助するというようなことになると思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 19ページの離島振興対策費、これの離島航路補助金が4,689万円ということで、当初予算、補正前が428万4,000円ということで、かなり大きな追加補正ということなんですが、この説明をいただけますか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 沼島島民にとりまして欠かすことのできない沼島航路、この航路の実績の欠損見込み額、これが確定をいたしました。それが確定いたしますと、国のほうは、沼島汽船に対しまして補助金が内定されます。それで、欠損金から国の補助費を差し引きました金額につきましては、市のほうで負担をするということになってございます。

今回の補正予算、4,689万2,000円でございます。この内訳につきましては、ちょ

っと説明させていただきます。先ほど言いました年間の航路実績欠損見込み額、これが1億1,137万802円となっており、それに対しまして今回、国のほうの国庫補助金の内定額、これが6,442万6,053円となっており、その差額4,689万1,749円をこのたび補正するものでございます。

その中で、補正予算の財源内訳を見ていただきますと、国・県支出金468万9,000円というようになってございます。これにつきましては、今回の市が補助いたします4,689万2,000円、これにつきましては、その市が支払いする8割につきましては、交付税算入をされるということの中で、残りの2割が市の負担となるわけなんですけれども、その2割負担の1割を県のほうは出していただくということでございますので、468万9,000円、これについては県費のほうからいただいております。

結論といたしまして、実質、市の負担といたしますのは、同額の468万9,000円というふうに試算をいたしてございます。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 確定をしてということなんですが、当初予算の428万という予算を置いた理由は何なんでしょうか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 先ほども言いましたように、当然、市の、ゼロにするわけにいきませんので、市の実質負担分に見合う金額を当初予算で置いておいたというふうに解釈してございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ということは、この赤字欠損というのは、市が当初から大体これぐらいは赤字になるであろうという見通しを持った欠損金であったということですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 結論から言いますと、そのような考えになろうかと思えます。ただ、国の補助金、これ自体が年度年度、確定いたしてございません。そうした中での推測での市の一般会計実質負担金ということでの算定でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 昨年度などは、吉甚とか沼島のほうの地域おこし協力隊とか、さまざまな活発な活動の中で入り込み客がふえ、赤字幅が減ったというような、たしか決算であったように思ったんですが、その入り込み客なり、そうした航路利用者数なりはどのようになっていますか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 大変申しわけございません。実際の利用者数の今、数値は持っていないです。ただ、例えば、実質の欠損額、平成25年度におきましては、約9,700万円、26年度が1億500万円で、平成27年度が1億1,100万円というふうな格好で、欠損額といいますか、赤字額のほうは徐々に遡増しておるのが現状でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 赤字がふえていくには、必要経費、油代、あるいは人件費、そういったものが高騰してくる、そして利用者が減る、そういう二つの理由があるんだろうなと思うんですね。今、利用者数というのが手元には数字がないということなんですけれども、決算を打つ段階においては、そうした数字もきつと担当には行っていると思いますし、それはぜひ、こういう質疑の中では答弁をいただきたいというように思いますので、それはそれとして、欠損があったということなので、やはり一層の振興策が必要になってくるという部分があるのかなというふうに思うんですけれども、沼島地域おこし協力隊も少し曲がり角に来ているというような、曲がり角というか、ちょっと勢いがなくなっていないのかなという心配もしとるわけなんですけれども、その点いかがですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 沼島の地域おこし協力隊につきましては、5名おりました。それで、本年度11月に1人が3年の任期を迎えて退任しております。それから、12月に2年満期になる人が就職が決まりましたので、12月末をもって退職予定でございます。市内に就職が決まっております。あと、お二人、夫婦の方がおられたんですけれども、子供さんができるということになりまして、1人の協力隊の給料では食べてい

けないということで、また都会のほうへ戻られまして、再就職して2人、今、退任しておられます。現在は、地域おこし協力隊は1人になっております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 勢いがちょっとなくなった感じがしましたもので、その地域おこし協力隊の使命というか役割というか、これはまだ強まっているというふうに思うんですね。今後、どういう方針を持って臨まれるんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今まで、吉甚とかそういったことで観光関係に力を入れてきたわけですが、なかなか地域おこし協力隊が中心でありまして、地域の人も一緒になってやっていただけたらいいんですけれども、なかなか本業を持っておる人が多いので、それに専念するということできませんので、今、沼島の地域おこし協力隊を募集しているところでございます。今、募集期間がちょうど本日までとなっておるんですけれども、今のところ、沼島のほうには、ちょっと募集人員がないということでございます。

沼島のほうでNPO法人を立ち上げまして、これから観光とか、それから漁業の振興とかをやっていこうということでございますけれども、NPO法人の構成メンバーが若い人が多くて、皆、仕事を持っておられる方でございますので、なかなかそこまで余裕がないということが実態でございます。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 大変申しわけございません。利用者数ですけども、先ほど、資料等を持ってないという話で答弁させていただきました。というのも、今年度分だけの資料しかございませんでしたので、ちょっと比較にならんかなということで差し控えさせていただきますけれども、ただいま資料のほう、入手させていただきました。

それによりますと、平成23年度につきましては、約12万人でございます。平成24年度、12万5,000人でございます。平成25年度、13万4,000人でございます。そういったことで、徐々に上がってきておるといような状況になってございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ということは、地域おこし協力隊なり、あるいはそれ以外の皆さん方も頑張って、島民はそんなにふえてないと思うので、むしろ、入り込みの方がふえているのかなと、ちょっと今、そういう印象を持ったんですけれども。それでも、いろんな油代とかが高騰しとるとか、船の改修とかも結構あるのかな。そういうようなことで、ちょっと必要経費が増してきてるのかなという印象もあるわけなんですけれども。

やはり今、地域おこし協力隊ということで、これは、国・県挙げての取り組みであったと、市もそれに力を入れてきたということからして、勢いがなくなってるということは、やはりかなりてこ入れをまたしていかなければいけないというような印象もあるわけなんですけれども、数字としてはわかったわけですが、そのてこ入れ方針について、何かアイデア、考えはあるのかなということを知りたいんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） この後、審議していただくんですけれども、地域おこし協力隊の任用形態を一般の嘱託職員から特別職の非常勤に変更しようと思っております。その関係で、地域おこし協力隊をしながら、特別職ということで兼業もできると。

皆さん御存じのように、地域おこし協力隊は3年間の任期なんですけれども、4年目の定住促進に向けて新しい職業を探す期間でもありますので、兼業しながらでも定住していただくために身分変更をしようということで、この後、提出議案に上がっておりますので、そういったことを考慮いたしまして、また活性化に向けて、地域おこし協力隊の募集をしたいと考えております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 27ページになります。道路橋梁維持費のところの橋梁長寿命化点検委託料がマイナス2,940万という減額になってますが、この理由はどういう理由でしょうか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 今回の橋梁長寿命化点検委託料の減額なんですけれども、これにつきましては、事業費確定に伴います交付決定額の減額による減額ということになってございます。

詳細を申し上げますと、今回、499基の橋梁点検を実施いたしてございます。今年度

より、その点検委託に関しましては、兵庫県が地域一括方式といたしまして、兵庫県中の市町村全ての橋梁点検を公益財団法人まちづくり技術センターが受託をして行ってございます。そういった関係で、当初予算につきましては、必要経費、私ども、積算の金額を計上しておいたわけなんですけども、まちづくり技術センターのほうで兵庫県全ての市町村の橋梁点検を一括して行うということで、再入札を行った結果、かなりの落札率というんですか、出ましたので、それに見合う変更を今回、行っておるわけでございます。

以上です。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、今、499基の点検ということは、これは一応、南あわじ市にある橋梁全部を点検したということになるんですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 南あわじ市の橋梁につきましては、717基があったと記憶してございます。今回、499基ということで、差額の220基程度につきましては、昨年度実施をいたしてございます、私どものほうで。今回は、その残りの分の499基ということでの点検でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、この結果については、もう建設課のほうには来てるんですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 一応、まちづくり技術センターのほうへ委託しております契約工期が28年3月25日ということでございますので、報告は当然、3月に入った段階では、一旦来ると思っております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、それからその橋梁の補修工事等が入ってくると思うんですが、そうすると、28年度については一応、当初はごく簡単な予算だけを組むという

ような形になるんですか。そういうことはないですか。橋梁のそういう状況がわかれへんわけでしょう。点検箇所等、また、点検の工事内容等は、まだ把握できないということですよ。どういう取り組みをされる考えですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） それにつきましても、下のほう、27ページのただいま委員から質問のありました委託料の下に、舗装修繕工事費等々がございます。これにつきましては、同じ事業の中で国のほうからの内示が来ます。その内示額に合わせた中での執行を行うということで、私ども実施しているわけなんですけども、当初予算におきましては、例年ベースというんですか、そういうような形で予算化をするものというふうに思っております。

○森上祐治委員長 ほかにありませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ちょっと戻るんですが、24ページの妊婦健康診査補助金というのが430万という増額になっておるんですが、この中身の説明をいただけますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） この430万の増額なんですが、もともとといいますか、当初は年平均の補助の単価といいますか、1人当たりのものが6万8,000円だったんですが、現状でいきますと、大体7万8,000円程度になっているというようなことで、平均単価が変わってきているというようなことでの増額でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ということは、ちょっとそこら辺、勉強不足でわからないんですけども、単価が上がるということは、内容が変わっているということですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） いえ、内容は特には変わってないんですが、これ、一応、妊婦の健診をするのが上限14回という設定になってます。それが、何日以内ぐらいにこ

れぐらいの回数というて、均等に検査をしてるのではないんです。上限が14回という設定をしてるんですが、それも二通りございまして、ちょっと細かい話になりますが、27年3月31日までに母子手帳を交付した方については、償還払い、要は後払い、補助が後払いになってます。ただ、27年4月1日以降の方については、助成券を配布をするという形になってます。

先ほど言いました年平均が6万8,000円ぐらいの補助になっているというのは、27年3月31日までに母子手帳を交付した償還払い、後払いの方の単価でございまして、その分が大体、今までの経過を見ますと、1万円ぐらい上がっているということになります。

それと、助成券の場合は、一旦、全部助成券を使えるように渡してしまいますので、本人が御自由に使っていくというような形になるんですが、その分の1回の平均の単価が、当初は6,200円ぐらいで見ておりましたが、それが6,500円ぐらいに、使い方を見ますと、そういうふうに上がってきているというようなことで、両方合わせまして、これだけの補正をさせていただいているということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ぱっと見たときに、妊婦さんがふえてるんかなと、ちょっとそういう感じを受けたので聞かせていただいたんですけども、これでいくと、1万円ということで430万円、単純に考えたら、大体、妊婦健診を受ける方が400人前後になるということになるんですかね。その予算の置き方としては、見込みですよ。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 人数については、これもちょっと2種類に分けて積算をしていますが、27年3月31日までの方については、294人の見積もりをしておりましたが、234人に変更しております。その助成券で渡す場合については、枚数計算をしてるんですが、上限、先ほど14回と言いましたが、大体、その8割、11回ぐらい平均健診を受けられるという計算をしてるんですけども、それが、当初は2,790枚で計算をしておりましたが、今の見込みでいきますと、2,970枚ぐらいになるだろうと、それと、単価もあわせてふえたというようなことでございます。

要は、妊婦さん自体の数が、それはそんなにたくさん変わったりはしてないんですが、要は、使い方の状況を見ていると、ふえてきているし、単価も上がってきているというようなことでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと簡単なことで、25ページのイベント業務委託料580万と
いうのは、これはどういうイベントを委託しとるんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） これについては、事業については、ファームパークイングラ
ンドの丘、このイベントについては、3月に行います、5月にオニオンピックということ
で毎年行っておるんですけども、それに先立ってプレイイベントということで実施をしたい
というふうに考えてます。

これ、補正で出てきたわけなんですけども、実は、4月に県から派遣をしていただいて
おります獣医さんが正規の方から再任用の方にかわられまして、この予算にも上げており
ますように、人件費がかなり減額になっております。県から1億余りの委託料をもらって
おるんですが、そのままですと委託料が下げられてしまいますので、県のほうとも話をし
て、3月にイベントを実施したいというようなことで了解をして実施をするということに
しております。

以上です。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、部長、県からの1億円が減額されるかどないようなことを
言うてましたが、あの県からの1億円というのは、コアラの飼育管理料の、特に飼料代に
充てとんのと違うの。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） コアラの管理委託料で、その中には獣医さんの人件費も入っ
ておるんですね。それも含めて、1億300万余りの委託料が出ておるといことです。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 あれ、その話が出たんであれなんですけど、今、イングランドの丘のユ
ーカリの生産は、倭文と東浦の高地と九州と3カ所ぐらいでユーカリを生産しとると思う

んですが、あれ、九州からも委託料、どんだけ払うとるんかわかりませんが、実際、九州からユーカリというのは輸送されてきて、飼料として給与されよるんですか、あれ。現実には。

○森上祐治委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほどの委託料の大半は、やっぱりユーカリの栽培委託料、種子島からも来てますし、八丈島からも来るということで、非常に入手が難しくなってきました。その話、私どもで今現在、天王寺からコアラ1頭、ブリーディングでオスのコアラがこちらのほうに来てるんですけど、そのコアラとオーストラリアから来たコアラを繁殖させて、天王寺から来たオスが2頭、2年連続でコアラを出産したんですけど、今回も、我々のほうとしても、なかなかユーカリの手だてが難しいので、天王寺にはお返しをするという形で、天王寺には、後二、三日したら、飼っておったオスのコアラとその間にできたオスのコアラ、長男のほうですけど、1頭と、2頭をお返しすることにいたしました。

それで、我々のほうで、オーストラリアから新しく来たピチピチコアラちゃんがございますので、自前の繁殖体制をつくって、繁殖に臨んでいくということで今、やっておるんですけど、なかなかユーカリの手だてが難しいということで、天王寺には2頭お返しするという事になっておるんですが、大体、この7,800万ぐらいはユーカリのものでございます。そのほか、1千数百万が人件費、その他農産物のPR費等々も入って、今、1億500万程度でございますけど、いただいております。その中の一部がここに上がってきておるということです。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 あれ、今、副市長言うてましたけど、ユーカリですけどね、今、淡路の場合は倭文と東浦、これはイングランドの丘の関係やと思うけど、今言うた種子島とかそんなやつは、南あわじ市の農業公園が単独でそこを指定して栽培しとるんですか。それとも、その全国のコアラ、今、何カ所かというのはちょっとわからんのやけど、その共同でその農地でユーカリを生産して分配しとるんですか。南あわじ市が単独でそこで栽培を委託しとるんですか。どっちですか。

○森上祐治委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） こちらのほうをお願いして栽培をしてもらってると。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 南あわじ市が単独で。

○森上祐治委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 単独かどうかわかりません。お願いはしてるんです。そこが、ほかのところにも供給してるということはあるかもわかりませんが、私どもがお願いをして、栽培してもらっているということでは間違いないです。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、ちょっと大きいのから。29ページの三原中学校の武道場大規模改造工事ということで、8,000万円の工事請負費が出ておるようですが、この中身を説明いただけますか。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 工事の中身でございませけども、三原中学校武道場につきましては、非構造部材ということで、吊り天井の耐震化というのがございまして、その工事と、あと、それとあわせて武道場の大規模改修を同時に行うということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 だから、その中身なんですけども。この武道場というのは、何か珍しいというか、武道場を持っている施設というのはほかにあるんですかね。中学校なんかでは、今、武道というのも必修科目になってるんですね。多くの学校では、武道という剣道なんかを採用しているというような格好であるんですけども、この施設の使い方というか、どのように使われておるかということも含めて、その改造の中身についてちょっと知りたいんですけれども。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 今、副委員長がおっしゃられたように、学校の授業の中での剣道であるとか武道の関係に使用されているというふうに思っております。詳しいことはちょっとお答えできない部分があるんですけども。

工事の中身ですけれども、もう少し詳しく言いますと、吊り天井の撤去及び耐震化、それと、耐震天井化、それと屋根の防水工事、外壁のクラック補修及び塗装、その他、非構造部材、トイレ、照明器具、建具等の老朽部分の改修等々でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 三原中学というのは、武道にも力を入れておって、相撲なんかでもプロの力士を輩出するとか、いろいろ他にはないユニークというたらおかしいのかな、武道にもかなり力を入れているということであると思うんですが、例えば、南淡だったかな、パラリンピックで柔道でメダルを取ったりとか、結構そういう教育にも力を入れているという背景もあるし、大事な施設というふうに思っとるわけなんですけども、今後の活用というのか、そういうことでの武道に今、力を入れていく一つの拠点として位置づけているとか、そういう考えがあるのかなというふうに思ったんですけども。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 当然、屋内運動場とあわせて、学校、スポーツ施設ですので、ほかの学校の校舎もあわせて、老朽化に伴います長寿命化に係る大規模改修工事というのは、ほかの学校の校舎、屋内運動場、武道場のあるところについては、それも含めて整備計画を立てる中で、随時、改修を行っているところであります。

この三原中学校の武道場、この時期に補正をさせていただいたといいますのは、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、耐震化の必要とする吊り天井がございまして、ただ、非構造部材の点検も平成25年に行った中では、緊急性がまだないのではないかとということで、次の29年もしくは30年に大規模改修を予定しておったわけなんですけれども、国が学校教育施設の耐震化を100%推進ということで、2015年中に100%を目指しているというような施策もある中で、県を通じて、できれば本年度中に施工できないのかというような強い推進がありまして、次年度以降、もし改修ができないところについては、工事未実施ということで公表等も考えているというふうなお話もありましたので、またあわせて、財政的にも国の補助金がつきにくい状況も考えられるということから、財政なんかとも相談する中で今回、この時期に次年度繰越を含めて大規模改修の補正予算を計上させていただいたところでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 多くの学校では、剣道というたら体育館で、床でやりますよね。ここの武道場というのは、床は、畳なのかな。どちらなんだろう。普通、学校の剣道部というのは、部活動では剣道部というのは少ないのかな。余りないのかなと思うんですね。でも、柔道であれば高校、中学校でもあるのか、そのあたりの用途ですよ。どんなになっとるんかなということだけ、ちょっとわかればと思ったんですけど。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 詳しく把握はしてないんですけども、畳ではなかったような気がするんですけども、三原の場合、この間も学校訪問でお伺いさせてもらったんですけども、剣道で使っていたということです。あと、授業と部活動の違いはあると思うんですけども、当然、部活動で剣道があるところについては使用しているというふうに思っております。

それは、武道場があるところ、また、武道場がなくても、ちょっとその辺、深くはわからないんですけども、そういう部活動があるところについては、武道場にかえて体育館での活動というのもあり得るのかなというふうには思うんですけども、ちょっと詳しくは御説明申し上げられなくて、申しわけございません。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 オリンピック目指して、特に日本の柔道とかもオリンピック種目にあるんで、そういったところからも社会体育的には、かなり活発にやっているようですね。ですから、指導者の関係とかも含めて、そういう武道の振興ということで、いろいろこれからも力を入れてもらって、大いに子供たちの教育を進めていただければなというように思いで、ちょっと質問させてもらったんですけども。状況についてはよくわかりましたので、それは結構です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 銅鐸の関係をちょっと聞かせていただきたいんですが、これは、レプリカをつくるというようなことかなと思っておるんですけども、どうですか。玉青館にレプリカを展示するというような考え方で、これを予算としてつくっているのかなと思

ったんですが。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 今回の銅鐸復元品制作業務委託料70万円につきましては、これは、今回発見された銅鐸というのは7個あるわけなんですけども、その7個をレプリカとして発見されたまま復元するものではなくて、当時使われていたであろうと思われる銅鐸の復元品を制作するというので、2個制作する費用として70万円を計上させていただいて、2月7日に、これも報告させていただいたと思うんですけども、シンポジウムを計画しておるわけなんですけども、そのときに現在発見されている銅鐸7個が展示、あわせて展示する予定なんですけども、それを調査の動向を見ながらなんですけども、それとあわせて展示する目的と、その後、この新庁舎のほうで来庁者に展示、見てもらうというようなことで制作費として計上させていただいたものでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 どこに帰属するかというようなこともいろいろあったり、まだ学術的な調査が終わってないというようなこともあるのかもわからないんですが、発掘されたものと違うものをつくるという意味はどこにあるんですか。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 発掘されたものと違うものという、ちょっと説明不足だったとは思いますが、発掘された銅鐸と、当時、ですから、どれをモデルにするのかわからないんですけども、大きさとか形とか文様というのは、今回発見された銅鐸と同じような形で、全て形が整ったものを、当時の色などを再現しながら制作するものというふうに聞いております。

意味があるのかというお話ですけども、今現在、7個のものを調査中ですので、発見されたままという形で、レプリカというのは基本的にはなかなか本物を全て常時展示するというのはなかなか難しい中で、また、違ったところで展示とか市民のほうに啓発していく中でも、本物をなかなかあっちからこっちにというような形にも使いにくいということで、そのかわりという言い方は悪いんですけども、本物にかわって、本物と全く同じようなものを展示したり、市民に見てもらったりというのがレプリカというふうに我々は聞いております。

今回は、そういうものではなくて、当面、そういう市民への啓発を兼ねたシンポジウム

への展示でありますとか、庁舎での展示でありますとか、そういうのに早急に活用したいということで、2個を当面は制作させていただきたいと。

それとあわせて、シンポジウムで、今回の発見、先ほど委員のほうからも、どこに帰属するのかというお話もあったわけなんですけども、現在、市のほうでは、過去にもお話しさせてもらったとおり、南あわじ市のほうに譲渡していただくよう、県のほうにも申請手続を行っているところですので、経過はこれからなんですけども、シンポジウムでは、今回、非常にこの銅鐸の発見に寄与されました業者の方にこの銅鐸の一つをお渡しして、感謝の意をあらわしたいなというのを考えております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 もうひとつちょっと、そういう違うものをつくる意味というのがちょっとよくわからないんです、今の説明ではね。やはり、何かそれがひとり歩きというのじゃないんだけれども、何か発掘されたものというように見てしまうわね。復元品というように表示をすれば、ああ、これかというようなことにもなると。できれば、発掘されたものをレプリカ化するというのでやっていくほうがいいのかなど。

それから、これまであのときの速報展でもちょっと出てましたけれども、市内にあるものを展示をするということで十分行くのかなと。発見された方に対しても、発見された同等のものを復元品として渡していくというのがいいんじゃないんですか。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 発見されたものと同等のものをレプリカとして制作する場合、やっぱり今の科学的な調査も含めて、有機物が発見されたというのもあって、今の調査が終わるのが非常に期間が先になります。それが終わらないと、それをもとにして復元されたものがレプリカですので、それが制作できない。かなり先の話になりますので、そういったこともあって、当面は復元品を制作することで。

当然、シンポジウムには、先ほど委員がおっしゃったように、この前も一般質問でお答えしたかどうかわからないんですけども、近隣で発見された銅鐸もありますので、貸与については所有者の同意も要りますけども、そういうのも含めて、銅剣も県のほうからお借りしたりしながら、そのときには展示できればなというふうな思いはあるんですけども、そんなのも含めて、銅鐸については今後、今、調査をお願いしている学術的な専門家もおられますので、そういう人たちの意見も聞きながら、また調査の経緯を見ながら検討してまいりたいなというのが本音のところでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 できれば、発見者に対しては、本当の意味でのレプリカ的なものをお渡しするべきであって、今回、暫定的にそういうのを渡すのであれば、暫定的なものとして考えていただいて、そういう対応、レプリカが、それも余り出回ると何かいかんというような話も聞くんですけども、まがい品が出回るような格好になってしまってもいけないという部分もあるんですが、しかし、発見者に対して誠意を尽くして感謝を示すという姿勢は必要だと思うので、やっぱり、出てきたもののレプリカを渡すということは前提にしておいて、今回はとりあえずというようなぐらゐの位置づけでないと、ちょっといかんのではないかと思ったんですよ。その点はどうですか。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 当然、委員がおっしゃるような考え方で、私どもはおるつもりでございます。そういう対応もさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、復元品とレプリカとどない違うんやというたら、なかなか説明がしにくい部分もありますので、今回つくる復元品にしましても、金額的にもそんなに安いものではございませんので、ただ、昔の写真を見てつくるのかそういうのじゃなしに、今回の発見された銅鐸の完成した部分をきちとはかったりしながらつくらせていただくということで、今回発見されたものにごく近いものですけども、本当のレプリカというのは博物館でござらんになったと思うんですけど、本物と全く変わらないという部分については、これは調査が終わらないとなかなかつくれるものではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 貴重なお時間、まことに申しわけございません。先ほど、19ページの離島振興対策費のほうで、当初428万4,000円につきましての質疑に対しまして、私のほう、離島航路に対する市の負担分というような格好での答弁をさせていただきましたが、大変間違っておりましたので、訂正させていただきます。

本当初予算につきましては、沼島離島センターの維持管理に関する経費が主でございます。ただ、離島振興協議会等の負担金も含めてはおりますが、市といたしましては、離島センターの維持管理費ということで訂正をさせていただきます。済みません。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　ないようですので、これで質疑を終わります。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第157号、平成27年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)を原案のとおり
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第157号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
説明員入れかえのため、暫時休憩します。
再開は、3時15分とします。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時15分)

- ① 議案第165号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長　　再開します。
次に、議案第165号、南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、何か提案説明によると、厚生年金と共済年金が一元化、統合されたということですが、そのものはこの件に直接は関係ないと思うんですが、それによってこの条例は具体的には何か、係数とかいろいろあるんですけども、何か変化あったんですか。中身的には。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 今回の改正につきましては、先ほど委員おっしゃったように、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の改正に伴うものとなっておりますけれども、具体的には、この年金の年金たる補償、損害補償、つまり、消防補償年金とか障害補償年金とか遺族補償年金、これは消防団の公務災害の補償の年金の種類なんですけど、これについて、従来の消防職員の年金制度も変わったわけでありまして、この消防職員の年金制度が変わったために、非常備消防の消防団員の年金制度も変えんとあかんということから、この今回の条例改正に至ったわけでございます。

具体的に申し上げますと、中身については、併給調整という規定があるんですけども、これは、この補償年金を受けるときに、ダブって年金を受けるときに、やはり他の給付との併給調整の規定がございます。この規定が改正になったということで、調整を図るためのその併給の調整の規定が変わったということでございます。

ちょっとわかりにくいかと思うんですけども、以上の理由でございます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 中身が余りよくわからなかったんですけども。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 実際に改正内容の具体的なことを申しますと、特殊公務災害というのがプラスされたということです。消防団員が生命または身体に対する高度な危険が予測される状況下において消火活動や災害活動などに従事して、公務上の災害を受けた場合に適用する調整率を追加したものというものでございます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、年金が統合されるという話とは、それとは別の話、その分だけは。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 統合されたことに伴って、先ほど申しあげましたように、常勤のというか、消防職員との差異を調整するためのものがございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第165号、南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第165号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第166号 南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第166号、南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がありませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めまして、これより採決を行います。

議案第166号、南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案166号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第167号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第167号、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、まず何点かあると思うんですけども、地域おこし協力隊員が、身分が変わったと、これは先ほどの話に出てきましたけどね。非常に、要するに非常勤ですから、物すごく自由度が効いて、副業を束縛されないというようなことになるわけですね。

それで、今までの身分と大きく違う、身分といいますか、今までは多分、時間に拘束されたり何かしとったかと思うんですけど、まず、その勤務の体系的とか、その辺、大きなところでの違いは。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 現在は、一般職の嘱託職員でございます。それが特別職の非常勤職員となるということで、一般職の嘱託職員といいますと、通常の一般の職員と同じような職務内容になってまいります。特別職の非常勤となりますと、恒久的ではなくて、常勤の勤務が必要ないということでございます。

大きくは、一般職の嘱託職員は、地公法の適用があるんですけども、特別職の非常勤の職員にあつては、地公法の適用がないということでございます。それから、特別職になりますと、兼業も可能であるということでございます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ちょっと今、地公法って言いましたか。よくわからなかったので、ちょっと簡単に。適用があるかないかという話。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 地公法とは、地方公務員法であつて、職員の任用であつたり勤務であつたりを決められているもので、その適用を今回の特別職の非常勤職員については受けないということでございます。

以上でございます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。これは、南あわじ市が独自じゃなくて、もう全国的に

こういう動きになっとんのですか。時給があって、月額が18万円とかいうのは。これは南あわじ市が先行してやるのか、それとも全国的にこんな動きになって、なるべくそのまま定住してもらうためにはこういうことが必要だという、そんな動きになっとんのか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 全国的にはさまざまでございます。今のような一般職の嘱託職員であるとか、市によっては、委託をしているところもございます。委託となりますと、なかなか実績がどうしているかというのがよく見えてこないものですから、うちの市では、特別職の非常勤という任用にしたいと考えております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 今のお話でいけば、兼業というか、収入を上げるというか、それから事業もやりやすくするというような効果が期待されるのかなと思うんですけども、そのあたり、もうちょっとリアルな話をいただけないでしょうか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 地域おこし協力隊に関しましては、その人の知識とか今までやってきたものを生かして3年間、地域の中で活動してくださいよというような業務でございまして、その地方公務員の職業ではないということでございます。

3年間でその地域おこし協力隊をやりながら、自分たちが4年目に定住促進を目指して新しい職で移住してほしいということが目的でございますので、なかなか今回のように、一つ例を挙げますと、2人、先ほど言いましたように、沼島に夫婦の方がおられるんですけど、1人の方が妊娠されたということで、結局はもうやめざるを得なくなってしまいます。1人の方の賃金だけでは、奥さんと子供を養っていくのはなかなか難しいということで、これが特別職となって、兼業しながら新しい職を探していくとなれば、やっていけるというふうなこともございまして、現況に合わせていきたいということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それはわかる、今のはわかるねん、考え方が。リアルな話ということだったら、例えば、クルーズですか、遊覧船の事業も営利化していく、その事業を担

ってお金を稼ぐとか、沼島のクルーズね。あるいは、学習塾を経営をして、子供たちを預かったときの適切な塾の経営費用を追加でもらうとか、そういうことも可能になるんだということではないんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 協議会で主体でやる分につきましては、協議会のほうに収入が入ると思うんですけど、自分が主体となって地域おこし協力隊の活動の範囲外でやる分につきましては、自分の収入にできるということでございます。今の一般職員の間までは副業は禁止されておりますので、収入としてはもらえないということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そういう話も聞いたことがあるんで、例えば、漁師のアルバイトをしてもいいとか、何か収入を上げていくことであったり、それが沼島の地域おこしにつながるような事業の中においても、実際に営利を目的とすることができないとかいう縛りがあったものが、このことによって外れるから、より幅広い活動ができるんでないかというような印象を持っておるんですけれども。

ですから、ただ単に収入を上げるということだけではなくて、3年後の基盤を築くであるとか、あるいは事業展開を考えてみるとか、実際に踏み出してみるとか、そういうことで活動範囲なり、それぞれの目標に向かっての基盤づくりということで、いろんなものにチャレンジができると、また、地域の協力も得られるということ期待してるものなのかなというふうに思っとるわけなんですけども、どうなんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） まさにそのとおりでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議ありませんので、これより採決を行います。
議案第167号、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案167号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第168号 南あわじ市行政不服審査会条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第168号、南あわじ市行政不服審査会条例制定についてを議題とします。
これより、質疑を行います。
柏木委員。

○柏木 剛委員 この行政不服審査会を設置するという条例制定ですけど、これは、今までは、もしそういう行政不服の申し立てがあった場合は、どんなふうに対処してたんですか。委員会がない状態、なかったわけですよ。そのときはどんなふうに対処してたんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長(垣 光弘) 今までの異議申し立て等については、例えば、税の関係であれば、税を所管する部署が異議申し立ての回答というか採決をしておりました。
以上でございます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、それぞれの部で対応してきたと、それなりに専門的なところ、各所でやってきたと。

私もちよっとこれ、もうちよっと別の質問ですけど、異議申し立てというのはどういう種類のものが年間どのぐらいあるんですか。市民から来とる異議申し立てというか、行政不服ですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 私どもも少し調査したところ、税の関係の異議の申し立てのみでした。25年度では3件、26年度ではゼロ、27年11月24日までで1件というふうな感じでございます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 税の関係というと、税が高いとか、そういう意味ですか。税の関係の不服というのはどういう。もう少しわかりやすく言えば。高いといっても始まらんですよね、これは。料率がどうかいっても。もう、簡単で。どんな感じなのか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） もう一度お願いできませんでしょうか。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 いや、税の関係だけで、しかも年間ゼロ件とか3件とかの話だったんですけど、税の関係で住民が行政に対して何か不服を申し立てるというのは、具体的にはどんなことを言っておるのかなという質問です。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 一番多いのが、自分の思うとる税金よりもちよっと高いというふうな考え方、それから、固定資産税の評価額についてちよっと異議があるとか、そう

いうふうな申し立てが多いかなと思います。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 先ほど、課長が申しましたことと、あと、国保税の課税の関係で、今年度申し上げたのは、国保税の税の関係だと認識しております。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 最後の質問です。たしか、国保税なんか、一つの計算式があって、そこからはじき出されたものなので、これは、不服を申し立ててもあつという間に却下されるんじゃないんですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 中身としては、十分に今、手元にございませぬけれど、やはりその資格の関係、ちょっと言い出したら難しいんですけど、社保と国保の関係の遡及関係が原因にあるものと私は認識しておるんですけど、そのほかについては、国保税額についての高い、安いというのは、そんなにはないと思うんですけど。資格の関係だと認識しております。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 もう一つだけ質問。そんな状況で、なおかつやっぱり審査会を設けるという、その必要性、背景をもう一回、最後にそれだけお願いします。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 今回の条例制定の目的なんですけれども、今まで処分したところが審査するという形であったんですけども、行政不服審査法が50年ぶりに改正された中で、行政不服審査の制度の公正を高めるため、地方公共団体に設置される第三者審査機関による審査を行うということで、公平性を高めるということで、第三者機関の設置をしておるところでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませぬか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 学識経験者というふうに書いてあるわけですがけれども、この学識経験者というのが、これまでもよく、それは学識経験者なんだろうと思うんですけども、老人会の会長であったり婦人会の会長であったりみたいなことで、学識経験者というようなことも多いんですけども、それぞれ専門性、専門知識というのを持っているかと思うんですけども、この行政全般にわたっての専門性、専門知識ということがこの場合問われるのかなと思うんですね。

そういう意味で、これは市長が委嘱するということなので、どういう委員の、これは市長の専決事項であると思うんですけども、考え方なんですけど、学識経験者ということについての考え方ですね。これはどのようにお持ちですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 先ほどお話ししたとおり、行政が行う処分に対する不服申し立て等を審査する機関でもありますので、行政のそれぞれの部門について熟知されているような方、専門的な知識を持っておられるような方が対象になるのかなと思っております。ただ、その詳細については、まだはっきり決まってはおりません。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 だから、情報公開の審査会であったりとか、さまざまありますよね。その長は、政治倫理でもそうですけど、弁護士さんがなっているとかがありますよね。法律全般にわたっての一番身近なところと言えば、弁護士さんであったり、あるいは、家屋調査士であったりとか、そういういわゆる国家的な資格を有している方というのが学識経験者たるにふさわしいというような思いがあるわけなんですけれども、そういう原則、基本的な考えについて披瀝いただければと思ったんですが。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 私どもも、蛭子副委員長が言われたとおり、そういった専門的な国家資格なりを持った人、それぞれ弁護士さんであったり税の分野であったりというようなことは考えてはおります。

以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そうした場合、委員の報酬ということについても一定の配慮が必要になってくるのかなというふうに思うんですが、それはどのようにお考えですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 委員の報酬等については、今回、上程させていただいた通りの委員の報酬でございます。先ほどの議案で、審議で決定していただいた、会長で1万5,000円、委員で8,000円でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ですから、ほかの大体、附属機関と言われている委員とほぼ同額ということになるのかなというふうに思うんですけども。先ほどのことでは、ちょっとその点はちょっと抜かりがあったわけですが、やはりある程度の専門性に対する対価ということについては、検討の余地はあるのかなというふうに思いますので、今後の課題として指摘をしておきたいと思います。

終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 基本的なことになって申しわけないんですけど、まず、その審査会に申し立てができるまでの手順というのは、どういう手順を踏んでやるんですか。一般市民が、審査会に申し立てができるまでの手順。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 行政不服審査会での審理の手順でございますけれども、市民の方が市長に対して不服審査を申し出た場合、市長は、審査請求に係る原処分にかかわっていない職員等に審理員というものを指名して、請求について審理を行わせます。審理員は、審理の結果を審理員意見書、審査請求に対する裁決案として市長へ提出します。市長は、審理員意見書の提出を受けたときは、行政不服審査法第43条第1項の規定により、行政不服審査会へ諮問します。諮問を受けた行政不服審査会は、裁決の客観性、公正性を

高めるため、第三者の立場から審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審理員意見書の妥当性について審査を行います。

ここが、今、先ほどから議論になっておる行政不服審査会の部分です。行政不服審査会は、審査の結果を答申として市長へ提出します。市長は、行政不服審査会から答申を受けたときは、審査請求に対する裁決を行うというような流れでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 となりますと、要は、市民はまず、市長に対して不服申し立てをしないと。それを受けて、いろいろと審理員とかなって、市長からその不服審査会のほうへこういうことについて審査をしてくれということをお願いするわけですか。この点、間違いないですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 審理員に審査を行わせて、その行かせた結果を、市長は行政不服審査会へ諮問するというふうなことになります。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしたら、それは審査会は、市長からそういう申し立てがあったときから何日以内にその結果を出さなければならないとかいう条件もあるんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） ちょっとお待ちください。確認します。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時42分）

（再開 午後 3時42分）

○森上祐治委員長 再開します。
熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、要は、この不服審査会条例では、審査会を立ち上げる
ことについての条例ですか。その運営とか、そういうことについては、また別の規則等
で決めるということになるんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） この条例は、審査会を立ち上げる条例でございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第168号、南あわじ市行政不服審査会条例制定についてを原案のとおり可決すべ
きものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案168号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ⑤ 議案第169号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例制定について

○森上祐治委員長 次に、議案第169号、南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これもいわゆるマイナンバーにも関連するとか、その根幹にかかわるような話の一つだろうと思うんですが、これまでも何回かマイナンバー制度、今も南あわじ市では通知とか、カード化の通知が来とるわけですけども、これについては、先進地とか、アメリカなどでは非常な犯罪の温床になっていると。そういう事例がかなり詳しく報告されているんですが、アメリカの場合、このマイナンバーとは言わずに、ソーシャルセキュリティナンバーというような、SSNというような言い方をしておるんですね。これについて、アメリカではどのようにになっているかというのは御存じですか。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） アメリカ合衆国におきましては、今おっしゃったSSNという名前で、日本語でいいますと、社会保障番号というふうになっているようでございます。

それで、これがいろいろと問題が起こっているということでございますけれども、アメリカにおきましては、その利用範囲がかなり広いというように聞いております。アメリカのことですので、これはあくまでも報道等によりますので、今現在、また状況が変わっているかもしれませんが、社会保障分野とはいいながら、例えば、銀行口座やクレジットカードを作成する場合にもこの番号をもとにして手続を行うというふうに聞いております。

したがって、いわゆる日本でいうマイナンバーとはその仕組みとかが違うというふうにも認識してございます。

以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ところが、これは年金情報と結合していくということですよ。それから、税の情報とも結合していくと。それから、企業での賃金支払いとかの台帳とか社会保険とか、全部結合していきますね。アメリカでいわゆるこの社会保障番号と非常に

類似をした番号ですね。使い方はいろいろ違うんだらうと思うんですけども、しかし、年金などの情報と結合した場合に、アメリカでもこういうことがあるんですね。

まず、詐欺師がなりすまし確定申告をして、還付を取り上げていく。あるいは、年金情報を搾取をして、そして、年金の受取人になりすます。あるいは、医療保険でも違う者が違う者として医療保険を受ける。そういうことは、後で気がつく。大きな被害が発生してから気がついて、もうどうしようもないという事例が生まれているというんですけども、そういう制度設計をマイナンバーでしているのではないんですか。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） いわゆるSSNにつきましては、アメリカで創設されたのが1936年ごろであると聞いております。それ以降、いろいろな変遷があったかと思うんですけども、日本においてもいろいろそういうマイナンバー、以前にも個人番号的なお話も何度か出てきてたと思うんですけども、今回のマイナンバーにつきましては、アメリカの事例も調べられ、もしくは世界のいろいろな先進といたしますか、始まっているものをいろいろ調べた中で、そこの中の問題の部分についてを十分認識した上で制度設計をしたというふうに解説書等では書いてあります。

以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 だから、解説書にはそう書いてるとはいうても、しかし実際に、例えば年金情報の流出というのもしょこございましたよね。今、アメリカで、政府のデータベースから2,100万人のSSNが盗まれたというような事例も発生していると。あのアメリカにおいて、セキュリティなどは非常に厳密に管理をしているであろうと思われるアメリカ社会においても、これは、犯罪者というのはその上に行くというようなことで、大変な犯罪者に今、裸でオオカミの群れの中にほうり出すような。

特に高齢者の場合ですね。年金受給者であったりとか、そういう防御、ガードというのを個人がなかなかできない方々に対する一元化を進めていくということは、個人にとって非常に大きな脅威にさらされるという事例が実際に起こってるじゃないですか。それに対して、政府はそう言ってるから大丈夫ですよというのは、答えになってないですよ。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今、さっきの質問でおっしゃったなりすましの分でございます。

すけれども、私も実物を見たわけではございませんけれども、そのSSNというカードには、マイナンバーですと顔写真がついていると思います。アメリカのものについてはそういうのがなくて、お名前と番号だけが表記されていたもので、今現在、ちょっと変わってるかもしれませんが、そういうものであったと。

ということで、アメリカではその番号だけを、極端にいうと、番号だけを出すと、それで本人確認をしていたと、そういう時期もあったようでございまして、今、改善をして進めているというふうに聞いておりますけれども、そういう面で、やはりアメリカの制度については、若干、そこの最初の制度上、問題があったんだろうと思いますけれども、先ほどと同じになりますけれども、日本については、そこら辺の轍を踏まないように、いろいろと改善をしたもので進めているし、また、先ほどおっしゃった他に対してというか、例えば民間で、その番号を用いてどうこうするという部分はなくて、今の時点では、日本においては、官庁に対する申請等においてのみ使うという形で進めているものと考えております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 いやいや、だから、写真を貼ってあったら大丈夫だというようなものじゃないと思うんですね。これはやはり、そういう連結情報ということが一番とられて、そのことでなりすましがあがる。写真などというのは、それは、つくろうと思ったら幾らでも偽造もできるし、カード情報などでも、本体のカードの変更とか、いろいろ方法はあり得ると。

とにかく、情報の一元化をすることによって、脅威にさらされるという部分が今のお話であれば、どのようなセキュリティを。写真が、ほんならセキュリティなんですか。政府は、写真を貼ったたら、それはアナログ的なことでこのインターネット、デジタル化時代の中において、写真さえ貼っておけば大丈夫だというような発想というのは、ちょっと違うんじゃないんですか。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） あくまでも一例と申し上げた部分でございます。それで、日本の制度の中で、アメリカと明らかに違うのは、マイナンバーというのがありますと、それで全ての人に対して情報をアクセスできるというふうなことも考えがちでございますけれども、日本のマイナンバー関連の仕組みにおきましては、例えば、私どもの市の担当者といいますか、職員が他市の例えば税関係の情報を参照するという場合でも、マイナンバーを直接使用して検索を行うのではなくて、それとは別に、情報提供システムというのが

国で作成するわけでございますけれども、そこに問い合わせるときは、あくまでもマイナンバー以外の機関ごとといいますか、市であったら市ごとに振られた番号で照会をして、相手側の市に関しては、我々は知らなくて、情報提供システムの中で暗号化したものを変換をして、それで相手側の情報をアクセスするという形ですので、直接、そのマイナンバーが検索のキーになってはいないという形での保護をしていると聞いております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 実用化をしていく段階で、具体的な犯罪が起こって、被害が起こったときに、今の例で言えば、そしたら、国は最終的な被害に対する補償とか、してくれるんですか。僕はむしろ、被害が起こったときの補償制度というものをつくるべきやというような思いを持っとるんですよ。

でないと、いかにセキュリティを確立するといっても、これは人間がつくるものであるもので、人間がつくったものは、今度はやっぱり誰か人間、その鍵をあける道具を開発するというのが今の人間社会だと思うんですよ。セキュリティに対する補償制度、財産喪失に対する補償制度、これはやはり国がしっかりとしておくということであれば、このマイナンバー制度についても国民に理解を得られると思うんですけども。全部、個人が管理すべきであって、情報漏えいについての国家的な責任は持たないというような発想というのは違うんじゃないですか。最も利用するのは国でしょう。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 補償というものに関しては、私、十分承知しておりませんが、その部分のマイナンバー法で罰則規定もございますので、そこら辺の不必要な使用であったりについては、完全に法律的に禁止されておることだと思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 法律は規制しても、被害にあうのは、実際にあう方への補償が要るということを言っているんですよ。例えば、倒産があれば、まず労働債権を補償するとか、雇用保険制度の中で、その労働者に対して未払い賃金を優先的に充てるとかいうようなこと、国が保障してますよね。これ、不測の事態に対する国のセーフティネットやと思うんですよ。今の話でいけば、犯罪を犯した者に請求するというような補償制度であるならば、実際的な補償にならないと思うんですよ。補償能力を持たないと思う、犯罪者は。だから、これは、行政がマイナンバー、国がマイナンバー制度を進めていこうとするな

らば、実際に、一番利用するのは国であるので、やっぱり国がそういう制度設計をするべきであるというように思っておるんですね。僕はね。そういう考えをやはり持っていたきたいと。

例えば、ほんなら、市の持っている情報が流出した場合、市が補償するというような、これはそういう立証もしていかなあかんわけで、なかったら変な話になってくるんだけど、実際に被害を受ける方の救済措置というのを、やっぱり持つておくべきではないんですか。そのように思うんですよ。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） それについては、私自身がどうこうということもございませんので、国においては、一般の方もそうですけども、我々に対しても質疑応答といいますか、Q&A的な部分もございますので、そういうことについては一度、問い合わせてみたいと思います。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これ、市が個人番号の利用に関していろいろ条例で定めようとしているわけだと思うんですけど、これを見ますと、結局、個人番号の利用というやつは、この別表第2の左欄とか書いてあるんですけど、もうちょっとわかりやすく。これを読んでもわからんのですよ。だから、何と何と何という業務に関してマイナンバーを利用できるということを言おうとしているように思うんですけども、もう少し平易に、どんな業務にこの個人番号を利用しようとしているのかということが、ちょっとなかなか読めないんですけどね。もう少しわかりやすい表現、今考えている範囲のことで。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 今回の条例制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第9条の第2項の規定に基づく本市における個人番号の独自利用及び同法第19条第9号の規定に基づく本市の実施機関間における特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

今回、提出された条例で、個人番号の独自利用については、本条例制定別表第1にあるとおり、生活保護に関する事務と一体的に行う外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施の事務に個人番号を利用したいということで提案しております。

また、同一実施機関内において、法別表第2の第2欄の法定事務、法律で、番号法で当

初から定められている事務なんですけれども、そこで個人番号を利用し、特定個人情報の検索を行う庁内連携を行うものについても、事務の範囲を超える利用となるため、独自利用事務として規定しております。

別表第2というのもついておるんですけども、別表第2については、別表第1の独自利用事務及び法定事務における実施機関内での庁内連携について規定しております。別表第2の1の項では、外国人生活保護関係の事務の実施において、個人番号を利用して照会できる特定個人情報の範囲を規定し、2の項では、事務の実施に生活保護関係情報が必要なものについて、外国人生活保護情報も照会できる旨を規定しております。

別表第2の3の項では、同一実施機関内において、例えば、市長部局内であったり、教育委員会内において法別表第2の第2欄の事務、法定事務で情報照会者に市長または教育委員会に含まれているものについて、複数の法定事務間で個人番号を利用し、庁内連携できる特定個人情報の範囲を法別表第2第4欄に挙げる情報の範囲とするという旨を規定しております。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 もういいです。わからんです。結局、生活保護者関係の情報に使えるって話は何となくあるんですけど、じゃあ、法別表第2の第4なんて、こんな書かれても、何のこっちゃわからんですよ。だから、どういうときに、要するに生活保護者以外のこと、我々に対してどんなふうな番号利用ができるようにしようとしてるこの条例なのがわからんですよ。法定何とかだけじゃ。もう、簡潔でいいですよ。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 法別表第2とかいう部分については、番号法に定められている部分で、119の事務について、番号法を利用できますよというふうなことで、連携できますよというのがあるんです。その中で、市が連携できる分についてとか。どない言うたら。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 番号法では、別表第1のところに書いてあるのは、先ほど蛭子副委員長のほうからもおっしゃいましたけども、社会保険であるとか、年金であるとか税金であるとか、その国が基本的に行うようなものについて列記してあるわけです。それ以外のものについては、マイナンバーは使えないんですけども、市のほうで独自利用す

る場合について、条例に定めて、今、うちが挙げさせていただいておるのは、ごく初歩段階といたしますか、スタートした時点ですので、今後、条例に国が定めている以外のもので市が独自利用しようと思ったら、その都度、この条例の中でふやしていかなければいけないんです。

今、スタート段階ですので、基本的な、マイナンバー法の中には基本的な国が行う事務について、国といたしますか、国家的に行うものについて列記してまして、市の独自利用、例えば、教育委員会でも、他の部局になりますので、同じ市のような形ですけれども、教育委員会とアクセスするには、この条例の中にも一部載せておりますけれども、そのような形で追加制定していくというような形になってきます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第169号、南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、議案169号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

再開は、4時15分とします。

(休憩 午後 4時05分)

(再開 午後 4時15分)

⑥ 議案第170号 南あわじ市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長 再開いたします。

時間も押し迫ってまいりました。執行部の皆さんにお願いいたします。質疑の答弁に関しては、できるだけ簡潔に要領よくお願いをいたします。

次に、議案第170号、南あわじ市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これは、今回、この条例を見ますと、今まで整備ということであったのが、解体撤去を改めて入れて、補正で基金を6,600万円積み足して、本年度1億2,600万円とするということなんですが、これ、本年度の基金の積み立て1億2,600万円ですが、これで累計何ぼになるんですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長(和田幸三) 公共施設等整備基金につきましては、26年度末が10億956万円です。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この1億2,600万円積み足して、11億3,000万円ぐらいになるかと思うんですが、これ、今の予定では、整備ということと解体撤去ということになっておるんですが、現状はどちらのほうに使われてますか。整備のほうに余計使われておるんですか。解体ですか。それとももう、無作為に整備、解体、その都度都度、使われてますか、これは。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 今までに關しましては、当然、整備ということでなんですけれども、今後、次年度以降、庁舎の解体なり火葬場の解体、衛生センターの解体等も含めて使わせていただけたらなということで思っています。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでね、課長、私はいつも思うのに、整備はともかく、解体していきよるところで一番気になるのが、例えば、緑の庁舎を解体しましたわね、前。それから今後、三原庁舎とか西淡庁舎も解体されていく、福良も、南淡もそうだと思うんですが、そこにあるモニュメントよな。

例えば、緑庁舎にも入るところに立派なモニュメントがあんのやな。時計とか、中へ入ってみたら、何かのときの記念の記念碑とか、町長の名前、助役の名前、議長、議員の名前を一覧にした碑とか、いろいろあるんですわ。三原は人形のモニュメントあるし、西淡に行った場合は、玄關の右側にも何かモニュメントがあったように思う。

そんでね、市独自でその都度しておるものはちょっと置いといて、寄贈されておるようなモニュメントもあると思うんですわね。寄贈されておるモニュメントやこと言い出したら、これ、市の都合で勝手に移すというときは、寄贈してくれた人に対して、やっぱり一言、状況を言うて、どこかに置くとかいうようなことも言わんといかんようなこともあるんですわね。

これ、今から、福良はモニュメントらしいモニュメントはなかったように思うんですが、ほかの庁舎は結構ある。これ、結局最終的に、このモニュメントというのはどういような処理をしようと考えておりますか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 三原のほうには人形のモニュメント、それから、西淡庁舎のほうには鬼瓦のモニュメントがございます。その部分については、私自身は、寄贈された部分であるやつについては、その庁舎内のところに置きたいなとは思っておるんですけれども、後々、見てもらえる、せっかく寄贈していただいて、より皆様に見ていただけるような形が、どこに設置したらええんかということも含めた部分を庁舎内でちょっと考えてみて、それで、もし移設するようであれば、寄贈された方々にこういうふうにやりたいと思うんですけれどもということで、一言、お声をかけさせていただいてやっていきたいなとは思っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 それとね、庁舎のそういうモニュメントもあるんですが、これは今とやかく言うことはないと思うんですが、松原荘の前に、結構庭園的に姉妹提携した市町村とのモニュメントがあって、その碑にまだ何か書いてあるような立派なものがあるんですね。あれも、まだ今、直営でやりよるのにとやかく言いよつたらいかんのやけど、将来的にどうなるかわかりませんが、ああいうような記念碑とかモニュメントはあるんですね。

やっぱりこれ、将来あれ、市は、例えば三原庁舎なんかの場合は、一応、全て解体撤去するんでしょう。何か聞くところによると、公民館が移設するか何か、そういうような話も聞くんですが、いずれにしても、緑の場合は、もうあそこに入っとるのは社協とシルバーとか何か玉葱協会、何かそういうようなことのようなので、ちょっとモニュメントが端っここのほうで、外れのほうであるというようなことは、ちょっと見た感じもおかしいと思うし。ここら、やっぱり考えて、まとめるやいうことも難しいし、なかなかええ考えを出さんといかんと思うのやけど。そこら、考えておいてほしいと。

それは、どうこうでなしに、市のほうで一遍、考えておいてもろうたらということで、私はこれで終わっておきます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 西淡庁舎で前のところにあつた俳句だったか短歌だったかの碑がいつの間にか消えとつたんですね。西淡町時代のものを撤去して、どこかに捨てたんかなと。どこに捨てたんかわからんですけど。西淡町ゆかりの方の短歌であつたと思うんですけども、なくなってるんですね。あれ、ちょっとどこに行つたか突きとめてほしいんです、それはね。どんな処理をしたのか、誰がいつ。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） その部分、私はちょっと存じ上げておりませんので、今後調べて、また報告させていただきたいと思います。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　公共施設の整備と、それから解体撤去というように変えるということなんですが、緑の庁舎はこの条例ができる前に予算を組んで解体撤去ということをされましたね。基金として積み上げてきたものは、整備をするということに専ら使われるものと思っておったわけですが、今回、追加でこういう解体撤去費用を積み上げたということになるんだけど、今後も予想される公共施設の整備に対して、解体撤去が優先的にされるということになると、基金そのものの目的が、重点が解体撤去に移っていくと、整備がおくれるという心配をするんですけども、それについての考え、見解をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長　　財政課長。

○財政課長（和田幸三）　　整備と解体撤去、このたび同時にできるようにということで提案させていただいております。もともと、地域総合戦略等の中でも、人口減少等が予測されるようなことになっております。公共施設等の総合管理計画ということで、施設のあり方も含めまして、整備するものは整備する、修理するものは修理する、統合するものは統合するというような、解体撤去も含めて検討していく中で、全体的な流れの中で、基金を活用しながらやっていくということで、特に解体撤去ばかりに使うつもりはないんですけども、全体的な中での基金の活用を考えております。

基金の活用というのは、一時的に、突発的に多額の費用が発生する場合、何らかの形で財源措置が必要になってきます。それをしませんでした、通常の計上の部分で何かをやめてやるというようなケースが出てきますんで、そういうことはできるだけ避ける意味で、基金の活用ということで、通常の行政運営に支障のないように行いたいということの考えでございます。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　ちょっと食い違うんですね、話が。緑庁舎でまず解体しました、次に解体ということで課題になってくるのは、西淡、三原、南淡ということであるわけですね。この同じパイの中で、そういうメニューだけがふえれば、当然、整備についてしわ寄せが来ると、誰が考えてもそうなりませんか。そうなると思うんですよ。同じパイの中でメニューをふやすわけでしょう。公共施設についての解体撤去もこの基金から補填をしていくと、パイは、多少はふえるかもわからんけれども、解体撤去分のパイをふやすということなんですか。

整備を計画的にしていくために必要な基金を積み上げていくというのならば、前向きで建設的な話で、それはまあ、不十分かもわからんけれども。しかし、必要な経費を整備の

ほうが当然、後回しになってくるという印象があるわけですね。そういう疑問を持つんですよ、単純に。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 整備等につきましては、それぞれ財源を求めて、基金以外の財源を求めてやっていただくという分がええんかなと。ですから、それに補填する部分について基金を使うというのは結構かと思えますけども、ストレートに基金を使うというような形での事業執行は、今後、難しくなってくるのかなと思ってます。

公共施設の解体につきましては、例えば、起債を使うとかいうような制度が29年度まで財源補填のない起債を使えるようになってます。ただ、それについて、解体するについて、後年度の人に負担を求めるとするのは、今までずっと戦後、財政規律上、そういうことは不可ということだったんですけども、ここ3年間だけ認めましょうとかいうような変な制度になってますんで、それはやっぱり財政としては、解体について後年度の利用者のないものについて負担を負わすというのはどうも不適切と考えてます。

ですから、整備については、この基金、直接全部使うとかいうことじゃなしに、必要な部分を使えばええとは思いますが、特財基金以外の特財、例えば、緑庁舎であれば合併特例債を使わせていただいて、後々、今、言われとった玉葱協会とか社協とかが使うという前提で、駐車場の整備という形で合特を使わせていただきました。使えるものは使ったらええと思うんですが、とにかく今からそういう形で整備・統合を進める意味で、解体部分にも使わせていただきたいという思いです。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 合特債が有利であって、使うと。使うためには、ある程度のビジョンが必要であるという説明であったわけですね。例えば、南淡庁舎をどうするのか、西淡庁舎をどうするのか、その跡地利用、あるいはそこを使つてのまちづくりの地域ビジョン、こういったものを示してほしいと一般質問でもやったんですけども、なかったと。具体的だね。

そういうものがあれば、逆にあれば、解体撤去でも合特債が使える、しかし、ビジョンがないと使えない。そしたら、ビジョンをつくったらいんじゃないですか。ビジョンをつくって、跡地利用の総合計画をつくっていったらええんと違うんですか。そういうのなしに、ただ整備のために置いておいたお金を解体にも流用しようというような発想というのは、これは貧しいと思いますよ。発想が貧しい。そういう印象ですね。違うんですか。違いますか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 今後、財政運営の中で、起債の現在高を下げることには、ちょっとえらい状況ができるでしょうねと思ってます。ですから、合特債についても、31年までの発行で、それで、全部を合特に頼るような体質で行ってますと、合特が終わって、全体的な中で特財が合特に頼っているばかりであれば、非常に難しい財政運営になってこようかと思えます。

当然のことながら、国庫の補助なり交付金なりを充てながら、ある程度、合特でできる部分について、31年までを見通した中ですべきやと思ってます。特に、このたび合特のどの程度合特で予定してますかというようなことを聞きますと、発行可能額の倍以上の額が各部から要求がありました。そこら辺は当然、精査しながら、合特に全部頼るんでなしに、補助金なり交付を受けて、2分の1の裏みみたいな形で合特の活用を考えていくべきかなと思ってます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ですから、場当たりに使わずに、庁舎跡地のそれぞれのビジョンというのがまだ示されていないと、それは緑も含めてそうだと思うんですけども。それが無いから、余計に何か便宜的に流用しているような印象を持つんですね。

ですから、財政としては、こういう基金の運用ということだけに頭を痛めてるんだろうと思うんですけども、総合的な地域の活性化なり庁舎跡地利用なりを、公共施設の有効利用ですわね、これをやっぱりもうちょっと示していかないと、ただ解体撤去という文言をつけ加えるというだけのことでちょっといけないんじゃないかなと。まだビジョンの、その提示がやっぱりおくらしているというような印象を持っておるんですけどね。このあたり、副市長、どうですか。

○森上祐治委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 庁舎の跡地につきましては、庁舎の跡地検討委員会でいろいろ検討いただいて、それが我々として整備ができるものについては整備をしていくというのが基本的な考え方でもございます。

ただ、今後、先ほど財政課長も言っておりましたように、公共施設の管理計画をつくっていかねばいけないということでございます。それと、将来のやっぱり人口減少の社会を考えると、どういう公共施設が要っていくのかというものも勘案しながら、全体

像を今、描こうとしておるわけでございまして、なかなかビルドばかりではいけないと、スクラップするものもかなり出てくるのではないかなというふうなことを思っておるわけでございますので、今後、その管理計画の中で、皆さん方にお示しができるようなものができたら、またお示しをさせていただきたいと思っております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 新庁舎ができて、そして、庁舎の跡地というか、スクラップ化もされてますね、これは既に。使っていないんだから。使い道も決まってなくて、解体ということが決まっているんですから、事実上、スクラップしとるんですよ。ですから、ビルドをもっと考えてもらわないといけないんですよ。

そうした跡地利用ということだけでなく、それぞれの、これは県でもたしか、中心市街地活性化事業とかいうようなことで、これは、合併をしてその庁舎がなくなった地域に対しての事業メニューというのもつくっていましたね。南あわじでは十分使えてないのかな。その県の手当も、ちょっと予算としては少なかつたんかもわからないんだけど、その中心市街地活性化事業ということについて、やはりもうちょっと積極的なアプローチをいただきたいということなんです、言いたいことはね。

その点で、まだまだ執行部としての努力が足りないとお任せし過ぎやと思うんです。市長として、あるいは副市長としてのリーダーシップというのをもうちょっと示していただいて、地域への働きかけなり、あるいは跡地利用に対する提案なり、もっとやってもいいんじゃないですか。全然ないと思いますよ。お任せですよ。これは、ちょっと行政運営として、執行部として、まちづくりビジョンというのがないというのは、ちょっと責任としては弱いんじゃないかなという印象を持っています。

これについては、また別の機会にやりとりしたいと思っておりますので、これで終わっておきます。

○森上祐治委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようですので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思っておりますが、御意見ございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　意見がないようですので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　　異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第170号、南あわじ市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第170号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第171号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

○森上祐治委員長　　次に、議案第171号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
柏木委員。

○柏木 剛委員　　これも端的にします。猶予についての条例で定めたということなんですけど、これも提案理由の中では、納税者負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税履行を確保する観点から、もう一度上位法があるんですけど、各それぞれで条例で定めたというんですけども、これ、結構何か、猶予期間が1年とかなってきたりすると、実際に滞納しようと、まさに滞納せん状態になってきた人にとっては厳しくなるんじゃないかという気がするんですけど、その辺はどうですかね。

感覚的な問題でも結構ですけど、何かかえって厳しい条例になっとるんじゃないかと、もう少し、今までは分割とか何かで、結構何年間かけてやって許してもらったやつが、厳しくなるんじゃないかという気がちょっとするんですけど、その辺の条例、詳しく読んでないですけど、そんな感じがするんですけど、どうですか。

○森上祐治委員長　　税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今の御質問なんですけれども、猶予期間の1年に関しては、要は、延滞金を2分の1にするというふうな取り決めもございますけれども、今現在、私どもで実施しております分納誓約というのがございまして、実際問題、今回の条例よりも少し有利なやり方をとらせていただいております。

以上です。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私の質問に対してはどうですか。より、納税者にとっては厳しい条例になるんじゃないかと、厳しく迫られる条例になるんじゃないかという気は、直感的にするんですけど、その辺はそんなことはないですよということですか。どうですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 税額が高額になるというふうなところのときに、要は、申請していただきまして、納期限から6カ月以内の申請になるんですけれども、その申請によりまして、いわゆる1年延ばして、その中で分割もいけるし、なおかつ、1年後にもうちよっと経営状態がよくなるというふうな、そういうふうな猶予をこの条例で何ぼか与えるというふうな考え方やと思うんですけれども。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ちょっと済みません、もう一回。同じことを聞いてもしょうがないんですけど、結局、縛りをつくってしもうとる、今まで緩やかにいろいろ相手の状況、事情を考えてやってきたものが、この南あわじ市にとって、条例を、これをやることによって厳しくなるんじゃないかという気がちょっと。大丈夫ですか、その辺は変わらないんですか。それだけでいいです。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 済みません、この今回の条例改正の前に、いわゆる国税法とか、あと、地方税法の中でこれはうたわれておりました。ただ、地方分権とか、いわゆる地方団体のほうにこの権限を委ねるというふうなところの意味合いがございましての条例改正でございます。もともと、これはあったものでございます。

ただ、これに基づいて、当市はいわゆる徴収活動を行ってはおりません、実は。1件も

まだこれに基づいてやったことはございませんので、もうちょっと緩やかな、住民の方々により納税していただきやすいような方法をとらせていただいております。

以上です。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、別にこれによって特に納税者の、滞納がまさに目の前に来たような人にとっては、猶予期間とか含めて、必ずしも厳しくなったという話でもないというふうに解釈していいですか。もう、その1点だけでいいです。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 従来からの分割というのは、そう変わりはないと思うんです。ただ、一つ、どうしても未収につながるような原因がある方につきましては、できるだけ早く低額のうちに申請していただいて、どちらも、徴収にも行きやすいし、納税もしやすいというような環境をつくっていただけると考えております。

○森上祐治委員長 ほかに。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 私の理解をちょっと言いますので、合うとるか、間違うとったら言ってくださいね。今回やるのは換価の猶予であって、納税の猶予に関する変更ではないというように理解しておるんです。納税の猶予というのは、分納誓約をしたりして大きな滞納の計画的な完納ということに向かって動くと、納税者がね。これが納税の猶予と思うんですね。

今回、問題になっているのは、換価の猶予ということで、納税猶予をしたけれども、結局、納税が実現されなくて、その物件の差し押さえをしたと、財産物の。その財産物の差し押さえをした物件をお金にかえるというのが、換価という言葉の意味だと理解しておるんです。これを即座にやるのではなくて、事情をしんしゃくをして、その物件の換価、つまり処分を猶予すると、それによって、納税者が何かの機会を得て滞納分を納税したときに、その換価物について担保的に持っておったものを、差し押さえしておったものの解除ができるという仕組みを、やや納税者に有利なようにつくったという理解をしておるんですけれども、違うんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） おおむね正しいかと思えます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思えます。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第171号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第171号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨ 議案第158号 平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○森上祐治委員長 次に、議案第158号、平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これ、2ページの歳入の国民健康保険税が17億9,500万円のや
つが、1億8,800万円の減というて、1割余りの減なんですね。この理由は何です
か。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） この国保税の当初予算につきましては、国、それから県から
の給付金の総額がございまして、その総額から医療費の総額を差し引きまして、その不足
する額を税に求めるというふうな予算立てをしております。

今年度の運営協議会の方針の中で、本年度は、税額の変更はせず、あと、税補填でもま
だ不足する部分につきましては、基金並びに繰越金を取り崩し、それから充当することに
して補うこととしております。

今回の調定結果を踏まえまして、10月の基盤安定申請のときに、国・県からのいわゆ
る給付額が確定いたしまして、計画医療費との差額を精査した結果、保険税の減額補正と
いうことになっております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 となりますと、課長、これ、ことはこれだけ減額補正して、16億
何がしかということになりますわね。前年度は、トータルで結局何ぼであったんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） ちょっと、しばらくお待ちください。

26年度の決算で、収入済額が16億4,044万1,474円でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになると、年間の保険税というものは、さほど変わらんよ
うになってきとると思うんですが、これは、けど、27年度の国保税というのは、27年
度は第1回目の税の徴収はいつからですか。これ、今、年8回だったかな、分けとるの。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 9期に分けて徴収させていただいております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 第1回目は何月。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 7月でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 7月に第1回目の徴収がされておるということは、1年間の国保税というものは、もう確定しとるわけですね、各加入者の。そこから、その確定しておるのが17億9,000万円についての確定をしておるんだと思うんですが、今回、今の補正で1億8,000万円、1割も下がった場合、この国保税の納付は補正で減額補正しておるにもかかわらず、税は変わらないのですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 国保税の税額の確定に関しましては、6月の国保の運営協議会というのがございまして、そのときに確定させます。それで、税額が確定すると。その以前に、ちょうど3月議会で当初予算がいわゆる審議していただきますので、そのタイムラグでそれだけの差が出てくるというふうな。

今、市民税の確定が6月になりますので、そういうふうなことになります。所得割がいわゆる税率の中にございますので、そのときに確定するというふうなことでございます。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 何回も済みません。その国保の運営協議会で税額が確定してから初めてのいわゆる補正になっておりますので、今回、12月に上げさせていただいております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらこれ、課長、当初のやつで、個人の納付については、もうトータル的なこれだけの減額補正してあっても、個人の税額については触らんでもいけるわけですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第158号、平成27年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第158号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第159号 平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○森上祐治委員長 次に、議案第159号、平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　意見がありませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第159号、平成27年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○森上祐治委員長　挙手多数であります。

よって、議案第159号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑪ 議案第161号 平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）

○森上祐治委員長　次に、議案第161号、平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員　　これは、合併して10年になるんですが、この産廃処理場ですね、いつも気になるんですが、今現在、容量のどれぐらい産廃処理で埋め立ててますか。

○森上祐治委員長　　環境課長。

○環境課長（北口 力）　　今現在の埋立率ですが、平成26年度末で76.84%となっております。

○森上祐治委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　10年前の平成17年時点では何ぼでしたか。合併時。

○森上祐治委員長　　環境課長。

○環境課長（北口 力）　　16年度末でええかと思うんですが、ちょっと累計を足し込まなあかんで、ちょっと率については時間がかかります。

○森上祐治委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　いや、私が知りたいのは、10年間でどれぐらい埋まってたかということよの。後何年もつんだということや。それを聞きたい。

○森上祐治委員長　　市民部長。

○市民部長（高木勝啓）　　今、累計で111万7,419立米、大体、1年間で大体4万立米の実績がございます。ですからこれ、引き算すると、8年ぐらいかなと思うんですけど。容量が145万3,910立米ですので、それで今、76.84%ということで。ただ、廃棄物の排出量と、あと、民間の処分場の関係がありますので、おおむね平均ここ5年、6年は4万立米を推移するものと思っております。

○森上祐治委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　だから、具体的に17年度はどれぐらいであって、とにかく、容量がどれぐらいであって、今の容量がここまで来て、毎年何ぼずつほぼ行っておると、後何年で満杯になるかということ、それを言うてもろうたらええねん。

○森上祐治委員長 環境課長。

○環境課長（北口 力） 今、試算しとるのは、後10年で満杯ということで、それで、年度ごと、若干差がございます。ちなみに、平成26年度では3万5,365立米で、25年度では5万6,278立米ということで、若干の年度ごとに開きがございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これね、私は、たまに業者に聞きますと、この南あわじ市の産廃場というのは、瓦を捨てることができるらしいんです。洲本・淡路市の場合は、基本的には瓦の廃棄物を処理することが、ちょっと北淡のほうでできたかでけらんかというのをちょっと聞いたことがあるんですが、基本的には島外まで持っていっとるらしいんです。そういうことになりますと、廃棄処分のお金が物すごくかかって、これはそういうことから考えたら、南あわじ市はその面で考えたら恵まれとんのですわね。

最近の新聞を読んでみましても、空き家率というのが大体全国平均で十七、八%あるようなことを書いてありますわね。この南あわじの場合やことは、平均的よりもひよっとしたら高いかもわからんと思うんですよね。今、南あわじ市で1万9,000世帯余りで18%ということになると、4,000軒際、三千四、五、六百軒ぐらいの空き家があると推定されるわけ。それが今後、やはりこれはもういつまでも放っておくわけには、何かの形で、スピードはともかく解体されていくであろうと思うんよな。

そうなった場合、解体費用の場合でも今、南あわじ市は瓦があそこで処理してくれるんが、業者もお願いした家も、物すごくお金が安くつくらしいんです。やっぱりこれ、今聞きよったら、後10年ぐらいということになりますと、我々、合併して10年、もう既に10年たったわけで、今からの10年というのは、今通り過ぎてった10年やさかい、同じぐらいのスピードで行くということになると、この産廃施設というものは、やはり急に言い出してもなかなかできるもんでないと思う。

火葬場でも、合併したときから言いよって、いまだにめどが立たんぐらいのものであって、この産廃場も、恐らく非常に迷惑施設であって、難しいと思う。だから、担当部というか、市も、これはもう既に考えていきよらんと、10年べっちゃないやいうても、もっと早いスピードでいっぱいになる可能性がある。でけたら、この瓦も処理できるようなことも考えておいてもらわんと、将来、空き家の関係もありで困ると思うんです。そこら、どない考えておるんか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○森上祐治委員長 環境課長。

○環境課長（北口 力） 今、印部委員おっしゃるとおりで、10年というのは予定で
ございます。当然、市内に廃棄物処分場があれば、安価な金額で投棄できるということに
なりますので、今後、市でやるか民間でやるかは別にしまして、今後、検討していかんあ
かんかなと、担当部局では思っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長言うてましたけど、今後、市でやるか民間でやるか言うてま
したけど、南あわじ市のあの産廃の歴史は、西淡の瓦業者の廃材の瓦を処理するというと
きから始まっておるらしいんです。そやから、やっぱりこれ、そういうことで今、瓦の産
業廃棄物が民間から持っていきよるよりも、ちょっと割安になつとるはずなんや。そやか
ら、今後もこの瓦産業も続く限り、また、瓦産業を支えていくという意味からも、民間に
任せたら、そういう制度的なものはとれらんと思うんで、やっぱりこれは、市がやったほ
うがええと思う。

民間がなかなか産廃施設の許可をとるやらいうのは、至難の技でないと思いますよ。こ
のごろ。だからやっぱり行政でやったるべきやと、私は思うんですけどね。そこら、よう
考えて、10年というのは、しかけてもあんなものは二、三年そこら、どのぐらいかかる
のか知らんけど、かかるんでも結構取り組んでおらんと、火葬場は曲がりなりにも稼働し
てますけどね、一時、トラブルあったけど。これ、産廃がいっぱいになったら、横に放る
わけにいかん、火葬場よりもやっぱり真剣に取り組んどかんと、間に合わんと思いますん
で、そこら、よろしくお願ひしたいと思うんですが、課長、どないですか。

○森上祐治委員長 環境課長。

○環境課長（北口 力） そういうことを踏まえまして、前向きに検討したいと思いま
す。

それから、先ほど、16年度末の埋立率ですが、約37%程度でございます。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、これで質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第161号、平成27年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算
(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第161号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
休憩の時間が来ておりますが、続けて質疑を続行させていただきたいと思います。

⑫ 議案第162号 平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
(第2号)

○森上祐治委員長 次に、議案第162号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 もう簡単に。7ページです。まず、先ほど一般会計でも出てきたんですけども、今回、一般会計繰出金が、2,600万円が出とるんですよ。たしかあれ、9月の補正か何かで4,900万円かの税金を払うんで、結局、ことしは繰出金なしにしたんじゃないかと思ったんですけどね。私の記憶なんですけどね。それが2,600万円の繰出金ができるようになったという理由はどの辺にあるんですか。まず、それが1点。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 確かに前回、1号の9月の補正において、繰出金は一旦、ゼロにさせていただきました。このたびにつきましては、一つは、給与関係の減額、1名減となっております部分の減額、それから、防災行政無線を一般会計から特別会計に移したことによりまして、一部、財源ができた部分がございます。そこら辺の差し引きをいたしまして、このたびにつきましては2,600万円の繰り出しをさせていただくということで計上させていただいております。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 いや、どうもこの防災行政無線が一般会計からこっちに来たことによって、その差額が生まれたのかなという気は、私はちょっとしてたんですけど、大体、そんな感じはあるんです。

二つ目の質問は、この公課費、これはプラスですわね。これ、これだけの投資をするのであれば、普通は逆転するんじゃないかと私は思ったんですけど、ここは、プラス500万というのはどういう。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この補正額516万6,000円の公課費につきましては、さきの9月の議会で消費税分等の補正をいただきました。その後、9月末に税務署のほうに申告をいたしました。26年度分として申告をいたしました。その申告に伴いまして、消費税の仕組み上、法令で決まっておりますけれども、その納税したことに対して中間申告、中間納付、額につきましては400万以上につきまして、その26年度ですと1千幾らかであったと思うんですけども、その金額の4分の1を3回納付する必要がございます。で、次の28年9月のときに精算をするという運びになります。

この500万というのは、その4分の1のうちの2回分、12月末と3月末に中間納付を行う分の補正を今回、計上させていただいております。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そうすると、これだけの投資をやる、いわゆる逆転現象での公課費がマイナスになるのは、来年度になるということですか。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博）　　今回、議決をいただきますと、会計が移動することによりまして、平成27年度中の決算をして、28年9月末までに申告をするということになります。その時点で、課税売上から課税仕入を引いた分としての還付が発生すると予測しております。

○森上祐治委員長　　柏木委員。

○柏木　剛委員　　最後の質問です。これ、一般会計からこの防災行政無線の9億8,000万円とか持ってきましたよね。その持ってきたことによる税金面での差額ってどのくらいとはじていますか。

○森上祐治委員長　　情報課長。

○情報課長（富永文博）　　あくまでも試算でございますけれども、まず、現行のままで27年度分を申告を行ったといたしますと、一般会計のままでおいて、従来のもので申告いたしますと、あくまでも概数でございますので御理解をいただきたいと思っております。846万1,800円と計算しております。

このたびの上程させていただく分で議決をしていただいた場合につきましては、還付額として5,897万4,000円となります。さらに、今申し上げていた中間申告の分、これは28年度になってからも1回ありますので、合計しますと774万7,800円の中間申告として既に払っている分がございますので、それを合わせて還付になると思っておりますので、合計いたしますと6,672万1,800円の還付額が発生すると。

○森上祐治委員長　　柏木委員。

○柏木　剛委員　　それと比較するという意味じゃ、現在、一般会計の場合、発生している500万ですか、600万ですか、それから足されるわけですね。それとの差額ですよ。

○森上祐治委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思っております。御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第162号、平成27年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○森上祐治委員長 挙手多数であります。
よって、議案第162号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りします。
12月14日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○森上祐治委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出について議題とします。
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、そのように議長に申し出ることにします。

3. その他

○森上祐治委員長 次に、その他に入ります。

委員から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 執行部から何か報告事項がありましたら、お願いいたします。

企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 私のほうから、高速バスのＩＣカードの導入の問題について、報告なり、委員さんの御意見が伺えたらというふうに思います。

これにつきましては、交通政策でございますので、産業厚生常任委員会マターになってこようかというふうに思いますが、島内３市の担当者レベルでなかなかその辺がまとまらず、今現在、市長会まで上がってきておりますので、報告なり御意見を伺いたいというふうに思います。

淡路と神戸間を結ぶ高速バスにつきましては、現在、ＪＲ系として西日本ジェイアールバス、それから、本四海峡バスがございます。それから、非ＪＲ系として淡路交通、神姫バス、山陽バス、みなと観光がございまして、ＪＲ系と非ＪＲ系のチケットの共通化が以前から課題となっておりますが、解決できておりませんでした。

それから、そういったことから、今現在、高速バスのＩＣ化の話に話が進んできております。ＩＣ化については、全国のＪＲ、それから私鉄等、既に共通化されており、バスについても徐々に整備されてきておるという状況でございます。将来の方向性としましては、このＩＣ化というふうには私どもも思っております。

淡路島に入ってくる高速バスのＩＣ化のための総事業費ですが、概算で１億３、３５３万１、０００円というふうに今現在出ております。補助率については、国が１５分の５、県・市で１５分の５、事業者で１５分の５ということで、全て３分の１ずつというようなメニューがございます。平成２８年度にＪＲ系と神姫バスが実施予定をしております、６、３９４万４、０００円の事業費で、上記をどう案分するかというのが市長会での議題になったわけでございます。

その市長会におきまして、南あわじ市長のほうから、案分の話し合いをする前に、まず淡路交通、それからみなと観光が参加するかどうかかわからないままのそういった見切り発車の事業参画というのは、なかなか難しいと。今現在、淡路交通、それからみなと観光がそのＩＣ化に進めるという参加表明がしておられません。

南あわじ市にとっては、淡路交通と神姫バスが既にチケットの共通化ができており、Ｉ

C化を進めるのであれば、淡路交通とみなと観光が参加しないと、なかなかメリットが出てこないというようなことが考えられます。

例えば、淡路交通で神戸のほうに出て行って、みなと観光が夜遅くまでの下り便がございましたので、淡路交通で行って、みなと観光で帰ってくるというようなことはメリットかなというふうに思います。

ということで、南あわじ市長のほうから、その2社の参加表明があるまでというような話が出ましたので、12月末または1月まで、いずれにしましても予算であるとか、これについてはふるさと市町村圏基金を使うかどうかのそういったこともありますので、遅くとも1月まで保留というような2社の回答待ちになっております。

市長は、今、12月議会の会期中なので、議員の皆さん方にも聞いてみますというような発言をしておりますので、今回、私、こういうふうな説明をさせてもらっておりますが、御意見もしくは御質問等があったらということで、今、話をさせていただきました。

以上です。

○森上祐治委員長 質問よろしいですか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ちょっと聞きましたら、平成何年に事業化と言うてましたか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 28年度にJR系ですので、西日本ジェイアールと本四海峡バス、それと神姫バス、神戸、あちらのほうではもう既にそういうICカードのバスもあるわけなんですけど、こちらのほうに、淡路島に来るバスのほうにも実施したいというふうな話だそうです。淡路交通、みなと観光については、まだその辺の御返事がないということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 そしたら、市が15分の5を出さない限りは、実際にJR系と神姫バスが合意をしたとしても、事業にはならないんですね。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） はい。そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 もう1点、淡路交通とみなと観光というのは、淡路島内の業者になりますね。神姫バス、JR系というのは、もっと幅広い事業者ということになる。そうした場合、広域としてこの15分の5の負担ということであるんだけど、この部分を市長会、淡路3市で支援をするというような考え方についてはどうなるんですか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） この事業の中で、まず、淡路全体の事業というふうなことで、今言いましたように、JR系、非JR系でなしに、3市が合意をしなければ、この事業は成り立たないというような事業になります。1市でも抜ければ事業が成り立たないし、それから、先ほど言いましたふるさと市町村圏基金についても使用は無理になります。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 ですから、事業者負担が15分の5だけでも、ここに対して、15分の5でなくても15分の3にするというような、その2を例えば3市で追加的に積み上げるというようなことができるものなのか、そんなことはできないのか。制度としてどうなのかということをお聞きしておるんです。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） この事業につきましては、最初、県・市で15分の3という補助メニューがあるみたいです。いろいろ県民局のほうも骨を折っていただいて、この28年度からスタートすれば、15分の5、県も出すしというような応援をしてくれるというようなことで、事業者の負担が軽くなっているようには聞いております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 それはようわかったんですけども、ですから、それでもあえて聞いておるのは、みなと観光も淡路交通も淡路島内の事業者で、みなと観光もやっているけれども、淡路交通に比べても、資本力としては、失礼けれどもちょっと弱いのかなど。そうした場合、メリットはあるとは言っても、ついてこれない部分というのがあるのかな

という、ちょっとそういう思いもするんですね。

そうした場合、結局、いいことができなくなるということが一方であるんだけど、3市でその部分を、淡路交通とみなと観光、島内の事業者であるということから、そこへの部分、その部分への支援なり、それが制度としてできるものなのか、できないのかということを知っておるんです。わからなかったら調べてもらって。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 先ほども言いましたように、これ、建設部都市計画課が今、担当のほうで話をしてもらっております。その辺の補助メニューについても、そちらが本来は専門になります。

ただ、市で出すときの3市の合計額というのが決まるんですが、その3市の合計額を3分の1ずつにするのか、33%均一の67をどうするのか、それについても、人口であったり便数であったりという話があって、そこらのパラメータが変わることによって、具体的に南あわじ市がふえたり減ったりするわけです。洲本も結局は見えるんですね。その辺で、そういう数字が見えてきたときに、なかなか交通政策のほうでまとまらないので、市長会のほうに上がってきたということです。

補助事業のその辺、例えば、今言われた何事業者がしんどいときに、県・市でオンすればこの事業が成り立つかどうかというのは、ちょっと専門の都市計画課のほうで聞いていただけたらと思います。あした、産業厚生常任委員会があります。また、都市計画課のほうから一緒のような話があるかと思います。

○森上祐治委員長 ほかに。

熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、これ、洲本市、淡路市との足並みのほうはどういう状況なんですか。うちだったら、さっきも言いました淡路交通もみなと観光バスもまだまだ乗り気でないというような状況がありますよね。うちのほうにはなかなかメリットは少ないと思うんですが、そういう中で、3市を足並みそろえるというのは、ちょっと難しい部分もあるのかなと思うんですが、その辺の状況はどうなってますか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） この問題が市長会のほうに上がってきたときに、一番最初に思ったのは、この高速バスだけでなく、いろんな事業を3市でやっております。それらに

ついても大体、3367、例えば、その家畜屠場ですね、ああいうところにつきましても、南あわじ市が一番処分頭数が多いんですが、67をその頭数で案分をして、計算してそういうふうな事業にしております。

いろんな事業がありますので、メリットが少ないからといって南あわじ市がやめるということもなかなか言いづらい状況の中で、67の何をパラメータにするかというところで納得できるものがあれば、都市計画の担当者部会でもすんなり折り合えたのかなというふうに思いますが、そこらがいろんな、先ほど言いましたように具体的な数字を見てしまうと、なかなか客観的に3市とも判断がしづらくなってきているような状況の中で、市長会上がってきております。

一番、淡路市さんなんかは、以前、花博のときから、県会議員さんなんかもそういうふうな質問もされておったし、洲本市なんかでも、実際には学園都市とかいろんなところに行っていて、いろんな各社が出てますので、バスのチケットの共通化、もしくはIC化になれば、結構便利なんかなと、淡路市、洲本市なんかはそういうふうに感じます。

南あわじ市の場合は、JRバスが来ておりません。陸の港には来ておりませんので、本四海峡が、上りが三、四便、下りが三、四便程度でございます。あとはもう、先ほど言いました淡路交通とみなと観光というふうなことです。市長が市長会でも言われたことは、それなりの理由はあるのかなというふうに思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 それでは執行部、そのほかに報告事項はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようですので、この後、執行部は退席していただいて、委員のみで意見書案について協議していきたいと思っております。

執行部の皆さん方、長時間、本当に御疲れさんでございました。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 5時25分)

(再開 午後 5時29分)

○森上祐治委員長　　それでは、再開します。

御手元に請願人からの参考資料、意見書を配付しております。この案をもとに、本委員会から発委する意見書案及び提出先について検討いたしたいと思います。

何か御意見ございませんか。

（「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　一任という声がございますので、委員長・副委員長一任という形で進めてまいりたいと思います。

以上で、発委案の協議を終了いたします。

これで、総務常任委員会を閉会いたします。

副委員長のほうから、閉会の御挨拶をよろしく願いいたします。

○蛭子智彦副委員長　　挨拶するまでもないんですが、夜のとばりもおりるまで、非常に熱心で有意義な審議ができたというふうに思います。今後もこのペースでよろしく願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもきょうは御苦労さまでした。

（閉会　午後　５時３０分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年12月 9日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 森 上 祐 治